

令和6年第4回定例会
新冠町議会会議録
第2日（令和6年12月13日）

◎議事日程（第2日）

開議宣告

議事日程の報告

- | | |
|-------------|-----------------------------------|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | 一般質問 |
| 第 3 議案第55号 | 令和6年度新冠町一般会計補正予算 |
| 第 4 議案第56号 | 令和6年度新冠町簡易水道事業会計補正予算 |
| 第 5 議案第57号 | 令和6年度新冠町下水道事業会計補正予算 |
| 第 6 議案第58号 | 令和6年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算 |
| 第 7 議案第59号 | 令和6年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算 |
| 第 8 議案第60号 | 令和6年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算 |
| 第 9 議案第61号 | 令和6年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算 |
| 第10 発議第 4号 | 選択的夫婦別姓制度の法制化を早期に求める意見書の提出について |
| 第11 会議案第10号 | 閉会中の継続調査について（総務産業・社会文教・議会広報常任委員会） |
| 第12 会議案第11号 | 閉会中の継続調査について（議会運営委員会） |

閉議宣告

閉会宣言

◎出席議員（10名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 竹 中 進 一 君 | 2番 酒 井 益 幸 君 |
| 3番 中 山 千鶴子 君 | 4番 村 田 貞 光 君 |
| 5番 但 野 裕 之 君 | 6番 秋 山 三津男 君 |
| 7番 武 藤 勝 圀 君 | 9番 長 浜 謙太郎 君 |
| 10番 武 田 修 一 君 | 11番 氏 家 良 美 君 |

◎出席説明員

町	長	鳴	海	修	司	君
副	町	山	本	政	嗣	君
総	務	佐	藤	正	秀	君
企	画	佐	渡	健	能	君
町	民	谷	藤		聡	君
保	健	島	田	和	義	君
産	業	鷹	嘴		寧	君
建	設	関	口	英	一	君
建	設	寺	西		訓	君
農	業	山	谷		貴	君
会	計	今	村		力	君
診	療	杉	山	結	城	君
特	別	竹	内		修	君
町	有	湊		昌	行	君
管	理	新	宮	信	幸	君
社	会	工	藤		匡	君
総	務	小	林	和	彦	君
企	画	下	川	広	司	君
建	設	磯	野	貴	弘	君
町	民	曾	我	和	久	君
保	健	二	本	柳	成	児
管	理	伊	藤	美	幸	君
管	理	楫	川	聡	明	君
社	会	佐	々		京	君
社	会	坂	元	一	馬	君
代	表	岬		長	敏	君
監	査					
委	員					

◎議会事務局

議	会	事	務	局	長	田	村	一	晃	君			
議	会	事	務	局	総	括	主	幹	三	宅	範	正	君

(午前10時00分 開会)

◎開議宣告

○議長（氏家良美君）皆さんおはようございます。ただいまから令和6年第4回新冠町議会定例会第2日目の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（氏家良美君） 議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は御手元に配付した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（氏家良美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番、村田貞光議員、5番、但野裕之議員を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

○議長（氏家良美君） 日程第2、一般質問を行います。

通告の順序に従い発言をお願いします。

長浜謙太郎議員の「世代間ニーズをマッチングさせる住環境整備に向けて」の発言を許可いたします。

長浜議員。

○9番（長浜謙太郎君） 9番、長浜謙太郎です。議長より発言の許可を頂きましたので、通告に従い、世代間ニーズをマッチングさせる住環境整備に向けての一般質問をいたします。

当町の住環境は、移住したい、定住したいという子育て世代の嬉しい声に、呼応しきれない歯がゆい状況にあり、一方で、高齢者にとっても住みなれた家は使われていない部屋や二階建て部分の光熱費負担といった維持管理の悩みを抱えており、いざ手放す決断をした際、この先も長く住み続けたいと願っていても、適したところが見当たらず、なくなると当町を離れざるを得ない実情です。もちろん個々の事情はありますが、それを踏まえた上でも流出を抑制し、求めに値する住環境を整えるために、行政としてできる可能性を探る必要があると考えます。民間企業の参画・開発と町有地の提供活用により、サービスつき高齢者住宅、いわゆるサ高住が町内で整備されること。または、「シェア金沢」「桑名福祉ヴィレッジ」を例に、町内中心部に多世代共生エリアCCRCを整備すること、長期的展望のもと、こういった事業が実現できるならば住替えが促進され、世代間ニーズをマッチングさせる住環境が整うと想像します。

そこに至る前に、まずはすぐに取り組むべき事案として、当町に限ったことではありませんが、単身高齢者が今後ますます増えていく中で、賃貸住宅に住みたいというニーズが

高まることが予想されます。しかし、現実には、孤独死による事故物件化や家賃の滞納を懸念し、賃貸住宅の大家は高齢者の入居に積極的ではありません。これを改善するために、国交省は、単身高齢者などが賃貸住宅に入居しやすいよう、社会福祉法人などによる見守り機能がついた居住サポート住宅を創設し、住宅セーフティーネット法の改正案では、要配慮者の入居支援のため、自治体と地域の支援法人、不動産関係団体などで構成する居住支援協議会について、自治体レベルでの設置を努力義務としております。

さきの決算審査特別委員会でも公営住宅の現状を伺いましたが、個人の財産に踏み込むという観点ではなく、将来的に、高齢者福祉と子育て世代支援の双方に合致する政策と捉えていただきたいです。協議会の設置により、住宅流通の活性化が期待されると考えますが、町長の所見を伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 長浜議員から御質問の「世代間ニーズをマッチングさせる住環境整備に向けて」についてお答えいたします。

人口減少・高齢化社会にあって、住宅施策の推進には、多種多様な住宅ニーズと変化する社会情勢、特に経済環境を十分に踏まえ、町が進める政策を慎重に判断する必要があると考えております。現在、町が進める住宅政策は定住移住の観点から中古物件の流通促進など6つの補助制度をもって住宅取得支援を行っており、また地域社会の安定と福祉向上の観点から公営住宅による住宅供給政策を推進しています。更には、住宅の長寿命化を図る目的で住宅リフォーム補助制度をもって支援をしているところございます。このように現状、住宅政策事業の可能性の追求として人口減少対策と地域福祉の両面から事業展開しているところでもあります。

長浜議員の質問は、高齢者等の配慮を要する方が円滑に民間賃貸住宅へ入居できるように促す、更には単身高齢者のニーズに対応した住宅住み替えを支援する居住支援協議会の必要性に係る所見を問う趣旨かと考えます。冒頭申し上げましたとおり、住宅ニーズは多種多様で、質問にある高齢者の住み替えニーズも少なからず存在すると考えると同時に、対応する事業者、サポート体制の有無などについて疑問と不安も感じるところではありますが、長浜議員の言う通り住環境に関するニーズのマッチングは高齢者福祉と子育て支援に資する住宅政策としてさまざまな可能性があり、検討を加えていく必要があると思っております。現在、町が有する住宅施策に係る計画は、令和6年3月に住宅施策の推進における目標と具体的施策の方向性の明確化を目的に策定した、新冠町住生活基本計画があります。当該計画の策定に当たっては全ての世帯を対象に、住宅住生活に係るアンケート調査を実施していますが、今後住宅施策の協議において、単身高齢者等の住環境に係る調査などが必要と判断したときは、改めて実態の把握に努めることとします。また、町は本年11月6日開催の臨時会において、役場裏民地の取得に係る財産の取得について議決されたことで、市街地内に4万8千平方メートルを超える町有地を有するに至りました。

議決後、当該民地取得に取り組んできた定住移住検討会議から、直ちに取得の経緯と結果について報告があったほか、当該地における宅地分譲事業について提案がありました。提案を受け、町は、関係各課による町有地開発プロジェクトチームを立ち上げ、町有地の有効活用とまちづくり協議を進めて行くこととしています。プロジェクトチームの協議は、提案のあった宅地分譲事業のみならず町内公共施設の建て替えなど各方面の協議を行うこととしますが、協議は町の住宅施策の及ぶと考えており、その中で世代間ニーズを捉えた住宅の必要性について民間事業者の声も聞き取りながら、協議を進めて行くこととします。また、先に述べました新冠町住生活基本計画策定時に実施したアンケート調査による結果では、今の住まいに住み続けたいと思いますかの問いに対し、「思わない」、即ち住み替えを希望する趣旨の回答は全体の21%であり、また70代、80代の住み替え希望は8%と、高齢者の住み替え希望が顕在化するには至っていない現状も確認しておりますが、住宅施策の協議においては、高齢者、特に単身高齢者の住宅施策は、肝要と考えますので、協議を深めて参りたいと存じます。

さらに、議員の質問にある、居住支援協議会は、行政と民間、そして関係団体の協働によって高齢者への住宅供給を的確に進め、安心安全な高齢者のための住環境を推進するためには効果的な組織と私も考えています。しかしながら、現在の行政サービスをより効率的に連携させることで相談の窓口は広がり、またプロジェクトチームの立ち上げによって協議する機会が新たに創出されたことで、当町独自の施策推進が可能なものとも考えます。ですが今は、まず行政を中心としたまちづくりの推進に意を用いたいと考え、また協議の進展によっては、同協議会の設立と活用を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

○9番（長浜謙太郎君） ございません。

○議長（氏家良美君） 以上で、長浜議員の一般質問を終わります。

次に、中山千鶴子議員の「各種バス事業の今後について」の発言を許可いたします。

中山議員。

○3番（中山千鶴子君） 3番、中山千鶴子です。議長より発言の許可を得ましたので通告に従い、各種バス事業の今後について質問いたします。

当町では、町民の交通手段の確保のため様々な形でバスの運行がなされています。山間部や僻地に住んでいる高齢者や車を持たない人が、通院や買物やサークル活動などの移動手段として、また、高校生が通学する手段としてコミュニティバスやデマンドバスが運行されています。さらに、小中学校の統廃合により遠くから通学しなければならない生徒のため、学校専用のスクールバスも運行されています。このように、当町に住む方ができる限り不便を感じないための配慮がなされているのはとてもありがたいことです。

一方で、当町もほかの自治体と同じように、人口減少や少子高齢化が進んでおり、財政も非常に厳しい中、この体制をいつまでも続けていくのは困難となることが予想されます。

コミュニティバスとスクールバスは、同じルートを運行するにもかかわらず、様々な事情から別々に運営されています。言い方を変えると二重に投資を行っていることとなります。しかし道内のほかの自治体を見るならば、このような二重に投資を行うやり方を見直し、柔軟に対応しているところが増えているようです。例えば、美幌町や池田町など多くの自治体では、事前に登録した住民であれば、スクールバスに生徒と一緒に乗車することができる体制をとっているようです。また、ニセコ町は、スクールバス、福祉バス、路線バスと別々に運行していたものを見直し、シャトルバスとして運行しているようです。さらに、登下校時間は学生専用のスクールバスとして運行し、それ以外の空き時間を路線バスとして同じバスを利用する自治体もあるようです。

当町においても、これまで様々な工夫を凝らしてきた結果、今の体制に落ちついたかと思いますが、各種バス事業の今後についての考えを伺いたいと思います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

新宮管理課長。

○管理課長（新宮信幸君） 中山議員から御質問の「各種バス事業の今後について」にお答えいたします。

ご質問は、コミュニティバス、デマンドバス等を含めた町で行っている各種バス事業についてということですが、ご質問の主旨はスクールバスとその他の町民の混乗であると思いますので、私からお答えさせていただきます。

スクールバスにつきましては、現在7台の車両が7系統の路線を運行しており、登校便1便と下校便につきましては、12時台、14時台、15時台を基本とした3便のほか、部活動便を運行しております。停留場所につきましては、節婦町、西泊津等の住宅密集地を除き、原則自宅前で乗り降りできるよう最大限配慮したきめ細かな路線で運行をしております。また、今年度の小学校統合の際には、登校便の乗車時間や学校までの所要時間により児童生徒の負担が増大しないよう運行ルートの見直しを行ったところです。

スクールバスの他の利用者との混乗については、まず、高校生の登下校に利用する場合において、運行ルートや乗車定員等の調整など様々な課題に対応することが必要となりますが、その中でも調整が困難な条件として、小中学生と高校生の登校時間の違いがございます。小中学校においては、始業時間に合わせ8時10分までに各学校へ到着するよう、各乗車場所からの乗車時間を設定しておりますが、高校生の場合には7時29分に新冠町農協前から発車する道南バスに乗り換えが必要となることから、高校生の通学便としてのコミュニティバスは、7時25分に新冠農協前に到着します。そのため混乗によって小中学生は、30分以上乗車する時間を早める必要が生じることとなり、小中学生の負担が増えることとなります。下校便につきましても、曜日、学校、学年で異なる下校時間に合わせるよう学校と教育委員会がスクールバスの運行会議を開催し、毎月異なる運行時間を設定しており、一定の時間ではないことから、小中学生と高校生や一般町民との混乗は難し

いと考えます。また、登校便から下校便までの時間帯につきましても、天候悪化や感染症等による下校時間の繰り上げなどの突発的な運行に対応するよう、スクールバスを常に待機させる必要があります。このことから、小中学生が乗車するスクールバスと高校生や一般市民が利用するコミュニティバス等とは、現状分けて運行することが適当であると考えますが、スクールバスを含めバス事業に対する市民のニーズは日々変化しておりますことから、適時運行体制の見直しを行うよう協議の場を設けて参ります。

また、現在町はコミュニティバスのデマンド化と小型化を計画しており、より機動的な運行体制を目指し鋭意検討しておりますので、検討の過程でコミュニティバス、スクールバス双方に効果的な連携の可能性を見出すことができるようであれば、運行体系の改善を目指し、協議を行うなど、相互連携の認識を深めて行くこととします。

いずれにおきましても、町の公共交通体系は、人口減少と少子化の中、随時効率的で的確な運行体系を築くべきものと考えていますので、利用者の利便性と安全確保を第一に引き続き横断的な協議を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

○3番（中山千鶴子君） ありません。

○議長（氏家良美君） 以上で、中山議員の一般質問を終わります。

次に、酒井益幸議員の「行政手続について」の発言を許可いたします。

酒井議員。

○2番（酒井益幸君） 2番、酒井益幸です。議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い、行政手続について一般質問いたします。

国のマイナンバー制度につきましては、国民の利便性を高め、公平公正な社会を実現する社会基盤とし、所得や他の行政サービスの受給状況を把握するとし、負担の不当を免れることや不正自給を防止するとともに、本当にお困りの方にきめ細やかな支援を目的とし、実施するものと定義されています。マイナンバーカードを活用した行政事務の効率化の中で、職員の事務負担の軽減が見込まれ、各種情報の照合、転記、入力に要する労力が大幅に削減されることが期待されます。オンライン申請は24時間どこにいても申請できるほか、添付書類の削減などにより行政手続が簡素化されます。市民にとっては、繁忙期に役場へ行く時間がない一次産業などの従事者、仕事と子育て介護などの両立で忙しい市民にとって、マイナンバーカードとデジタル技術を活用した行政手続のデジタル化を進めていかなければならないと考えます。マイナンバーカードを活用した行政手続のデジタル化を進められていると思いますが、住民の負担軽減や利便性向上を目的として、活用促進が図られるよう、さらに努力すべきものであります。

当町のマイナンバーカード交付率は7割を超えているとされていますが、さらなる住民サービスが必要であると思います。スマートフォンやパソコンからマイナンバーカードを活用した申請手続、発行手数料をクレジットカードやスマートペイによる電子決済収納の実施も可能となっている自治体が増えつつあります。今般、施策を調査したのは、愛媛県

新居浜市の取り組みであります。住民票や戸籍証明書などをオンライン申請でき、郵送料込みの費用を電子決済すると、自宅に郵送してもらえる流れとなっています。申請方法は、新居浜市のホームページ上から申請手続するシステムを導入しており、デジタル技術の官民連携による事業費を抑制したシステムとなっていました。愛媛県と県内複数の地方自治体との広域連携のもとで、大手民間企業に委託し費用を全体に割り振りした事業費負担を大幅に抑制したオンライン申請システムと伺いました。各自治体のシステムに対する初期導入費は、数十万円となっており、年間のランニングコストも数十万円程度となっていることと伺っています。メリットを最大限実感できる画期的な行政手続だと感銘いたしました。給付金事業において、オンライン申請は申請の記入や口座情報の添付書類が不要になるなどの利点があり、行政側の支給事務に関しては、ひもづけ銀行口座のため、振り込み不能にならないことや口座情報の確認作業が不要となり、双方にとっても迅速な給付が可能と考えます。

マイナンバーカードにひもづけられた口座に振り込みを進める考えについて、次の3点質問いたします。質問の1点目は、オンライン可能な申請手続を計画的に進めるべきでは。また、来年度実施を検討しているものは。2点目、オンライン申請による給付金事業の可能性や考え方は。3点目、オンライン申請による住民票や戸籍証明書等を郵送料込みで電子決済すると、自宅へ郵送する送付を実施しては。以上、答弁を伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 酒井議員から御質問の「行政手続について」にお答えいたします。

国は令和3年度にデジタル庁を発足させ、国民がデジタル化による利便性の向上を早期に享受できるよう、マイナンバーカードを基盤としたオンラインによる行政手続を推進するとともに、地方公共団体における利用促進指針を示して、計画的なオンライン化を要請しております。

当町では、令和5年度から国が進める、自治体DX推進計画に基づき、特に国民の利便性向上に資する手続として、児童手当等の認定請求など子育て関係で15業務、要介護・要支援認定の申請など介護関係の11業務において、オンライン手続が可能となっておりますが、これまで利用実績は無く、これらの利用が日常的になるまでには、それ相応の時間を要するものと思われます。また、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、標準化対象20業務について、国が定める標準化基準に適合する、業務システムへの移行作業を、令和7年度末に完了させるべく、鋭意取り組んでいる状況にありますことを、ご承知おき願いたいと存じます。

そこで、ご質問1点目の、オンライン可能な申請手続を計画的に進めるべきではないか。また、来年度実施を検討しているものはあるかについてですが、デジタル社会の実現を国が推し進めている中であって、地方公共団体においても、様々な面でデジタル化が求められているものと認識しており、各種行政手続のオンライン化もその一つであります。

来年度、実施を検討しているものはありませんが、まずは、各申請手続きとその件数などを集約するとともに、各申請について、オンライン化する場合のシステム導入経費及び運用管理費などの調査を進め、それらを基に費用対効果を分析したうえで、判断して行くべきものと考えます。

次に、ご質問2点目の、オンライン申請による給付金事業の可能性や考え方は、についてですが、国では、これまでの給付金事業の事務処理に時間や手間がかかることや自治体それぞれがシステム開発を行うことに合理性を欠くとして、令和5年度からデジタル庁において、システム開発を実証事業を進めております。実証事業に参加した自治体からは、デジタル化により職員のチェックや介入など業務時間の減少に繋がったことや、住民側からも操作が簡単で解りやすく、8割以上が次回も利用したいとの調査結果が公表されておりますが、本システムの利用要件として、千件以上の給付件数が求められており、当町ではこの要件に満たないため、残念ながら今のところ導入することができません。今後、本システムの普及が進み利用可能となりましたら、業務の効率化や費用対効果などを総合的に検証したうえで導入について検討する必要があるものと考えます。

最後に3点目の、オンライン申請による住民票や戸籍証明書等を送料込みで電子決済を可能とし自宅への郵送を実施してはどうかについてですが、本取り組みは、道内では札幌市などで実施されており、申請から受取まで自宅で完結することから、住民にとって利便性が高いものと認識しております。しかしながら、ご質問1点目と同様にシステム導入経費及び運用管理費などの調査を進め、これらを基に費用対効果を分析したうえで、判断して行く必要があると考えますが、来年4月末に、私の町長としての任期が満了を迎えますことから、来年度の当初予算は骨格予算となります。従って次年度の政策的事業予算につきましては、現時点でお話しすることは適切ではないと考えますので、ご了承願います。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

酒井議員。

○2番（酒井益幸君） 町長の答弁、十分に理解いたしました。再質問につきましては、予算等のことではなく執行ではなく、お考えについてを3点お聞きしたいと思います。

現在、当町においてオンライン申請は地方税申告手続等を含む、先ほど答弁にありましたとおり11項目あるとのこと。実施は町として実施をしているが、利用実績がないとの答弁でありました。利用されない理由として、町民へのあらゆる広報による周知の必要性や、きめ細やかな職員による出前講座のような勉強会の取り組みが必要と考えますが、まず1点目いかがでしょうか。

2点目、オンライン申請を推進に当たっては、国の推進メニューは、大きく分けると業務効率化、子育て、介護、被災者支援、転出転入の手続があり、60項目ほどあります。メニューに関しては、国からの助言や指導があるわけでもなく、各市町村自治体に委ねられていますが、当町はどのように行政手続を優先順位をつけながら取捨選択し、住民の負担軽減や利便性向上に努めながら行政手続の効率化を段階的に図っていくのか。また、浦

河町、新ひだか町、平取町の日高管内と比較して進捗状況が遅れていると思われます。最低でも近隣町との進捗状況を考慮しながら、事務事業の意思決定はされていく必要があると思いますがお考えをお聞かせください。

3点目、国の補助金は事業費の2分の1となっていますが、いつまでも補助金メニューが続くとは限らないと思います。近隣町では、国の補助金メニューがあることから、調査研究チームがあるとお聞きします。当町も発足が必要ではないかと考えます。また、事業実施判断の可否につきましても、取り組む事項を整理し、計画的に実施していくべきと思いますが、改めて見解を伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 酒井議員の再質問にお答えいたします。まず1点目の町民に対する周知広報などの取り組みについてですが、御指摘のとおり、今後、周知方法や利用促進に係る取り組みを協議検討の上、実施してまいりたいと存じます。

次に2点目の、国が掲げる地方公共団体が優先的にオンライン化を進めるべき手続への対応についてですが、最初の答弁とも重なりますが、それぞれの手続について処理件数を把握した上で、既存システムの改修費やランニングコストも踏まえつつ、基本的には件数が多いものから優先順位をつけることとなるものと考えております。また、管内各町の進捗状況なども参考にしながら取り進めてまいりたいと存じます。

次に3点目の、国の補助金活用と庁舎内の推進体制についてですが、こちらも最初の答弁と一部重なりますが、デジタル社会の実現を国が推し進めている中であって、町としてもデジタル化や各種行政手続のオンライン化は進めなければならないものと認識しております。このことから来年度、機構改革の一つとして、総務課内に仮称ですが「行政DX推進係」を設け、専任職員を配置の上、横断的に調査検討や事業の推進を図る考えでありますので、御理解をお願いいたします。

○議長（氏家良美君） 再々質問ございませんか。

酒井議員。

○2番（酒井益幸君） 再々質問いたします。行政におけるオンライン行政手続は、道におきましてはオンライン手続を計画に進めております。日高管内6町と広域連携した中で政策を推進、いろいろな政策を推進していますことから、広域連携の中で事業費を削減策について検討する余地はあるのかなというふうに思っております。国や道に陳情も加えながら進めていくお考えはあるのかについて伺いたいと思います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 酒井議員の再々質問にお答えいたします。広域化に関しましては、そういう状況が整った場合、またそういう必要性が出た場合というものに対しては、当然やっていかなければならないものというふうに考えてございます。その上で、国が推し進

めるDX化に異論を唱えることは毛頭ございませんが、各種事業や証明書等のオンライン化を図るためには、専門部署を設け、それぞれにおけるイニシャルコスト、ランニングコストを踏まえたコストパフォーマンスからも判断しながら、緊急性の高いものから順次導入可否を決定してまいりたいと考えてございます。また道に対しても、そういうような状況の中で要求できるものを一緒に国に要望しなければならないものは、当然行っていきたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（氏家良美君） 以上で、酒井議員の一般質問を終わります。それでは引き続き「補聴器の積極的な支援について」の発言を許可いたします。

酒井委員。

○2番（酒井益幸君） 議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い、補聴器の積極的な支援について一般質問いたします。

高齢化の進行に伴い、補聴器の使用する方も年々増加しています。高齢者が難聴になると人とのコミュニケーションを避けがちになったり、社会的に孤立する可能性が高くなると言われております。また、耳から脳に伝達される情報量が極端に少なくなると、認知症発症のリスクが高まるとされています。難聴対策として聴覚補聴器の活用が有効であると言われていますが、様々なタイプがあるとされています。一般的なものとして、マイクで集音した音を増幅して外耳道に送る気道補聴器のほか、骨伝道聴力を活用する骨伝道補聴器や、耳の軟骨を振動させて音を伝える年骨伝道補聴器などがあります。専門店での補聴器は様々ありますが高額といった声があり、最近、近隣町で購入した方が、両耳で定価80万円くらいのところを70万円で購入したと話されておりました。

昨年、同僚議員が補聴器購入費用に対する助成制度の創設を訴えましたが、財源確保が課題で難しいとの答弁がありました。そこで、実際に高額で購入した方が聞こえづらくなる雑音が入るなどと難しい課題もあるようですので、それとまた町内で相談や試せるようなところがあったらいいのにといった声もありましたので、当町に適した支援や対策が必要と考えます。

難聴者が社会の一員として動けるように支援するべきであり、聴力低下しても、難聴者に合った聴覚補聴器を選択し適切に活用できる環境整備は重要であると考え、質問の1点目ですけれども、難聴者の補聴器選択は難しいと言われるが、極力、求めに応じられるよう、実際に補聴器を溜めせるような官民連携を含めた支援を検討しては。現在、役場に訪れた役場窓口において、軟骨伝導補聴器イヤホンタイプの導入が進められています。高齢者などの聞こえにくい方との意思疎通に役立つとされ、耳の軟骨を振動させて音を伝える仕組みで雑音も除く効果があり、ボリューム調整も可能となっており、小さな声でもはっきり聞きとれるとの情報を見聞きする機会がありました。今般提案させていただくものですが、札幌市、苫小牧市、帯広市など、ほか全国市町村自治体の窓口で活用が増えてきています。

2点目の質問は、軟骨伝導補聴器が有効との情報があるが、保健福祉課窓口等で試験的

運用を実施しては。以上町長の御所見を伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 酒井議員から御質問の「補聴器の積極的な支援について」にお答えいたします。

補聴器は、「医薬品医療機器等の品質有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づく「管理医療機器」に分類され、購入には数万円から数十万円を要する高額な機器でございます。利用される方の聴力や目的、使用環境に応じて複数のタイプから選択し、購入されるものとなりますが、中には機器の使用感や聞こえ方への不満などから、使用を取り止める方もいらっしゃるようであります。

ご質問の1点目は、補聴器を必要とされる方が安心して機器を選定し、購入が出来るよう、官民連携を含めて、展示やお試しの場の提供を検討してはとのご提案でございますが、補聴器はフィッティングと称される、購入前・購入後の聞こえ方の調整や定期的な清掃などのアフターケアが大変重要であり、購入しただけでは、その機能が十分に生かされず、購入後のフィッティングとケアを繰り返し行うことで、利用者本人の聞こえに応じた補聴器へと成熟するものと理解しております。補聴器を購入される方には、専門的な医療機関での診断結果のもと、適切なフィッティングやケアのために必要な専門知識、技能を持つ、認定補聴器技能者が配置された補聴器販売店での購入が望ましいと考えておりますので、ここに行政が介入する考えはありませんが、議員が言われるように、展示等の場を望まれる方もいらっしゃるかも知れませんが、そのような提案が事業者から寄せられた際には、協力を惜しまない所存でございます。

ご質問2点目の、軟骨伝導補聴器の試験的運用でございますが、現在の窓口対応において、耳が聞こえづらい方が来庁された際には、職員はゆっくりと大きな声で丁寧な説明に努めるとともに、必要によっては別室で対応することで、特段のトラブルもなく意思疎通が図られているものと承知しておりますが、大きな声で対応することは、他に来庁された方への配慮やプライバシー保護の観点から、必ずしも適切では無いものと感じております。このたび議員からご提案された、軟骨伝導補聴器につきましては、近年、新たな技術により実用化されたイヤホンとして、自治体や医療機関、金融機関等での導入や試験運用に関する報道がございますので、当町としても情報を収集し、検討を進めてまいりたいと存じますので、ご理解願います。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

○2番（酒井益幸君） ありません。

○議長（氏家良美君） 以上で、酒井議員の一般質問を終わります。

次に、竹中進一議員の「新冠の海の濁りと漁業への影響、比宇川上流の砂防・治山ダムの必要性」の発言を許可いたします。

竹中議員。

○1番（竹中進一君） 1番、竹中です。議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問いたします。

質問の件名でございます、新冠の海の濁りと漁業への影響、比宇川上流の砂防・治山ダムの必要性につきましては、令和元年第2回定例会においても関連する一般質問をいたしておりますが、その後の経過についてお尋ねいたすものでございます。新冠の海は、大雨が降った後、かねてより日高町厚賀漁港より新ひだか町入船の漁港までの間は、極端に濁り方がひどい状況です。近年発生いたした赤潮の影響や親潮の海流主体だったのが、黒潮の海流へと徐々に変化していき海水温の上昇が見られており、魚種ごとの漁獲量は、毎年安定をいたすことなく変化をいたしております。

ここで主だった魚種について記録が確認できました2000年と2022年の22年間の中期的な漁獲量の変化を見てみました。サケは、384トンが274トンの約30ポイント減となり、昆布は、2000年に22トンの漁獲量であったのが、2022年では7トンと約70%減となり、その他の主力魚種でありますタコ類につきましては、毎年のように、タコの産卵礁を投入いたしておりますが、309トンは94トンへと約70ポイント減に毎年確実に減少いたしており、カレイ類は、40トンから10トンと75ポイント減になっております。一方で、増加傾向の魚種といたしましては、ツブ類が36トンから60トンに、70ポイント増加しておりますが、価格の高いマツブは減少傾向とのことでした。最近僅かではありますが、マツカワが2トンほど捕れるようになったことは、長年の養殖事業など育てる漁業への効果があらわれたのかとも考えられますし、タコの産卵礁も、近い将来、成果が出るのではないかと希望を持つものでございます。過去22年間の年間総漁獲高は、2000年が1179トンでしたが、2022年が630トンと半数近い漁獲量となっております。しかし、漁獲金額は、魚価単価が値上がりしたために、3億9970万円から3億6939万円となり、漁獲数量の減少をカバーいたす結果となっております。定例会初日、町長の行政報告では、漁獲量・獲高についてさらに良い報告とはなっておりませんでした。ひだか漁協新冠支所のお話では、組合員数が減りましたが、個々の経営状況は現在良好とのことでした。今は、高騰する魚価に支えられているのが実態ですが、今後は安定いたさない漁獲量の回復と定着化のために、濁りのひどい前浜を少なくとも日高管内、他の町の前浜のように濁りの少ない状況にすることができれば、減少している昆布にも大切な太陽の光が届き、光合成が十分できるようになりますので、漁獲高もおのずと回復できてくると思いますし、今は昆布を餌とする全く水揚げのないウニの漁獲も回復できるのではないのでしょうか。漁獲単価も高止まりで安定し、かつての漁獲高を回復いたすことができれば、組合員数が激減している節婦の漁師さんたちの意欲も湧いてくると思いますし、新冠の漁業に希望が湧いてくるのではないかと思いますので、安定して捕れる漁場の回復、確保について対策を図っていくべきと考えますがいかがでしょうか。

令和元年に日高地区水産技術普及所静内支所に以前お伺いしたお話によると、新冠の前

浜は、平時の海が穏やかなときでも海中に潜ると何も見えないくらい濁りだとのことでした。その原因として考えられるのは、前回私が提出した資料でお示ししたとおり、厚別川の濁りが太平洋に注ぐ河川の中で、濁り方は極端にひどいことがあるのではないかと思います。厚別川に合流する比宇川の濁りが大雨後、他の河川と比して極端にひどい状況で下流に向かい途中では幾つもの川と合流し美宇地区の厚別川本流と、合流地点では流量の多い本流と合流しておりますが、濁りが薄まることなくひどい濁りのまま海へと注がれております。比宇川上流の太陽地区には幾つかの砂防や治山ダムがございますが、源流に向かってグーグルマップ検索いたしてみますと、川に面した山の勾配が大変急勾配となっており、各所で崩れた土砂が、洪水時には比宇川に押し流され出てくる可能性の様子を見ることができます。一部の現場写真はスリット化された、太陽の一番下流にあります砂防ダムの周辺と、そこから上流に向かい山崩れの被害が大きく、土砂が堆積いたしている箇所、直線距離で2.8キロメートル地点と5.1キロメートルのグーグルマップが資料として手元がございますが、この現状を見ると対策が急務だと読み取ることができます。今までつくられた砂防ダムや治山ダムは飽和状態となっておりますので、上流にこういったダムの増設などを引き続き関係機関に強く、要望していく必要があると思いますので、今までの要請活動等、今後の見通しについてお伺いいたします。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 竹中議員から御質問の「新冠の海の濁りと漁業への影響、比宇川上流の砂防治山ダムの必要性について」にお答えいたします。

まず、令和元年第2回定例会での答弁と重複することもあります御了承願います。始めに、新冠の海の濁りと漁業への影響について答弁させていただきます。当町の漁獲の変化を簡単に申し上げますと、令和元年度に580トンであった漁獲量は令和5年度には567トンになり、漁獲高につきましては令和元年に2億7200万円が令和5年には2億4600万円と漁獲量と共に減少しております。魚種別の漁獲においては、単価の高いサケの漁獲量が減少し、単価の低いブリやサバの漁獲量が増加していることが、漁獲高へ影響を与えているものと捉えております。また、組合員数につきましても令和元年23人から令和5年には19人と、漁家戸数では12戸から8戸となっております。漁業への影響という点につきましては、議員ご指摘の海水の濁りが、漁業へも影響を及ぼす原因の一つになっているものと考えられますが、令和3年9月には北海道太平洋沿岸において赤潮による甚大な漁業被害が発生し、現在も漁場の早期再生と資源回復に向け漁業者を始め関係機関が努力を重ねているところでございます。もとより、海水温の上昇や潮流の変化、あるいは外敵による捕食、漁業者の減少、資源量そのものの枯渇など様々な要因が漁獲量の減少に影響を及ぼしているものと推測されますのでご理解願います。なお、海水の濁りに関しましては、現時点においてひだか漁協及び漁業者より、濁りによる漁業被害や改善要望を受けておりませんが、漁業振興対策につきましては、これまで同様、ひだか漁協と協

議検討し、要望に即して実施して参る所存です。

次に、比宇川上流の砂防・治山ダムの必要性についてですが、令和元年第2回定例会における議員からのご質問があった比宇川上流部の北海道所管砂防指定区域及び国有林内の調査結果においては、大きな崩落箇所や地すべり箇所はなかったとの報告を受けております。また、それ以降における大雨出水時には、厚別川はもとより静内川以西の各河川の汚濁状況を目視しましたが、厚別川だけが著しく濁った状態は確認されませんでした。加えて、令和4年8月大雨災害において、建設水道課長が林野庁・国土交通省の幹部職員とヘリコプターに同乗し、西新冠地区を中心に国有林内被災箇所の把握を行い、中央要請をした結果、令和5年度に緊急治山ダムの新設及び比宇川砂防区域内の土砂浚渫や流木除去に繋がっております。さらには厚別川水系上流部の里平地区においても、里平川ウエンテシカン川の砂防工事や厚別川水系に隣接する国有林内の治山工事も実施していることをご理解願います。この航空調査時においても、ご指摘の比宇川上流部国有林内において、大きな崩落箇所や地すべり箇所は確認されず、直ちに治山ダムや山腹事業の必要性は認められませんでした。林野庁側からは、今後においても国有林内の状況把握に努めながら、必要に応じて治山ダムや山腹事業に取り組むとの報告を受けたところでございます。また、国有林への治山要望につきましては、毎年、札幌地区国有林野等所在市町村長有志協議会及び日高南部森林管理署との林政連絡会議の場で、継続的に要望しておりますし、北海道への治山事業に対しましては、産業課林務係を窓口に、事業化や要望活動を継続的に実施しており、町の小規模治山につきましても予算議決を得ながら順次、継続実施しているところでもあります。しかしながら、北海道の治山事業は、あくまでも保安林指定が大前提となることや町の小規模治山事業におきましても、地権者の同意がなければ工事に着手することは適いません。このことから、民有林治山事業の必要箇所であっても地権者の合意が得られず、着手できない場合があることもご承知願います。

前浜の汚濁につきましては、当町全域の長年にわたる降雨出水による土砂流出が原因と考えられますが、開町以来の林産業、あるいは開墾による農地への転換・草地化など、当町の産業振興対策が、大きな要因の一つであるとされていることもご理解願います。繰り返しとなりますが、今後も必要箇所の把握に努め、事業化や要望活動をとおり、治山事業に意を用いて参りたいと考えますのでご理解願います。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

竹中議員。

○1番（竹中進一君） ただいま町長より説明がございまして、それなりには理解をするところでございますが、令和元年の一般質問の際、今設置されている太陽地区にあります、一番下流の砂防ダムのスリット化について、改めて伺いをいたします。

町長の答弁では関係機関と協議をいたした結果、洪水の際に流木等により下流に甚大な被害を及ぼす可能性を防止できる機能を期待することということで説明を受けましたが、その後2016年8月23日にもかなりの洪水がございました。スリット化された砂防ダ

ムには流木等をせきとめた様子もなく、下流に設置された流木止めにも大量の流木が堰き止められた様子を見ることはできませんでした。スリット化した本来の目的は、機能をしているとは言えないのではないのでしょうか。また、町長の先ほどの答弁の中で、比宇川上流の堆積している箇所だとか山崩れの場所が確認されなかったということで、町もそれなりに心配をされて調査等を行っているということはよく理解できましたけれども、私もここに何枚か資料ございますけれども、これこのような状況で、もし大水が出た際には、この土砂がやっぱり一気に川に流れてくる。それがやはり海を汚す原因になっているということではないかと思っておりますので、再度、砂防ダム治山ダムとあわせて関係機関との協議・要請をしていく必要があると私は思いますが、町長のお考えを再度お伺いいたします。あと海の濁りと海水温の上昇、近年発生いたした赤潮の被害など自然を相手に大変難しい問題ではございますが、えりもの海がきれいになって魚がとれる海になったように、少しずつでも人の手でできることを探って、長い年月をかけてでも絶えまぬ努力で、きれいな前浜を確保するために取り組むことの必要性があると思っておりますが、いかがでしょうか。

併せまして、旧 J R 日高線大狩部と厚賀間の護岸工事の進捗率につきましても確認できましたらお願いいたします。また、町長の先ほどの答弁の中で、漁組だとか漁師の皆さん方から、それほど強い危機感とか、改善の要望等がないということでもございました。私もその点については確認いたしております。しかしこれは、新冠の前浜を綺麗にするということは、町が主導してですね、取り組んでいくのもまた一つの方法ではないかと思っておりますが、併せて御答弁頂ければ幸いです。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 竹中議員の再質問に一括してお答えしますが、重複部分についてはお許し願いたいと思います。前回は答弁しておりますが、砂防ダムのスリット化は、全国各地の河川発生災害の主たる原因が大規模な土砂と流木流出にあるとされ、そのため大規模な土砂の流出をある程度堤内で食い止めながら、一部土砂と水を流し同時に下流に設置の流木止めと相まって、流木も止めることで流木を巻き込んだ大規模な土石流の発生を防ぎ、地域住民の生命財産を守るための工法であることを御理解願います。スリット部分の旧形への復旧については、構造上の目的から改修不可能であり、できないとも報告を受けております。また、私自身も流域住民の生命財産を守るためには、現状における最適な必要工法と捉えており、流出土砂や流木は撤去させますが、堤体改修は全く考えておりませんので御理解願います。

なお、漁業振興につきましては先に申し上げた答弁のとおり、漁業関係者と協議してまいりますし、J R 海岸の大狩部厚賀間の復旧状況につきましては、10月末現在53%の進捗率となっておりますが、早期完成に向け引き続き要望してまいります。また、先ほどの質問の中で、ダム内に流木がなかった、また、流木止めにも流木がなかったということでもございますが、それはそれほどの大きな大雨ではなかったということの裏づけになるう

かというふうに思っております。それと前浜の海の特分につきましては、あれはあくまでも北海道であり、新冠町のものではないということを御理解頂きたいと思えます。

○議長（氏家良美君） 再々質問ございませんか。

竹中議員。

○1番（竹中進一君） あまり大した、2016年8月23日の大水っていうのは大したことはなかったというような認識でございましたけど、ここに資料ありますけれども、民家が水浸しになったりして大変大きな、平成15年の災害復旧で相当河川を整備しました。そのおかげで大きな被害はなかったんですけれども、水自体は大変、洪水自体は大きなものでした。ここに資料ございますけど。ですから、これがもし後30分でも雨が降れば、甚大な被害を及ぼしたのではないかというふうに思うところでございます。あとまた道の管轄だということじゃなくて、やはり町の漁業を守る立場からいって、人の手でできる範囲っていうのはどこまでか、できないかということに対して、町も取り組んではいかがかということ、先ほど来、質問申し上げておりますけれども、そのことについて再度お伺いしたいと思えます。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 竹中議員の再々質問にお答えします。2023年大雨だということで、私たちはその後すぐに関係機関に土砂の撤去と流木の撤去をやらせました。そのことを見ておられるのかなというふうに私は感じました。見たのはもう撤去した後ではなかったのかなというふうに思えます。それと、前浜のことでできること、先ほども何回も言ってますように、私どもは漁業者と相談をしながら進めている。漁業者が要求するものに対してはきちっとやってあげようという信念を持ってやってございます。また、出た流木だとかそういうものに関しては、協議をしながら、担当部長から北海道なり、連絡をとりながら除去もしてますし、やる部分についてはきちっとやっているつもりでございます。以上です。

○議長（氏家良美君） 以上で、竹中議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時17分

再会 午前11時26分

○議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。武藤勝圀議員の「学力テストは中止し、ICT教育の検証を」の発言を許可いたします。

武藤議員。

○7番（武藤勝圀君） 7番、武藤です。議長の発言の許可を頂きましたので、通告に従

い、学力テストは中止しICT教育の検証について質問します。

1点目、全国知事会は、全国学力テストの在り方に関し、全知事に尋ねたアンケート結果を公表しました。これを受けて、文科省は今後見直しの是非を検討するとのこと。全国学力テストは点数教育の弊害を大きくするだけで、子どもに豊かな学力をつけることには役立たないことは明らかです。豊かな学力を保障するためには、教員の定数を抜本的に増やして、多忙化を解消することこそが必要です。教育長の見解を伺います。

2点目、今年度の学力テストの結果を受けて道教委は、ICT教育を用いる頻度は高いが教育的な活用が課題と指摘し、その活用について自ら見直しを立てたり、学習方法を見いだしたりするなど、主体的な事業に向けての取り組むことが大事としております。昨年200を超える世界各国からの報告と研究成果をもとに、ICT教育について分析した国連ユネスコ世界報告書が出され、具体的な証拠をもとに各国政府の適切な管理と規制の欠如に対して警鐘をならし、教育効果についての確固たる証拠はほとんどないと述べております。この点で最近の大きな動きはテレビ等でも報道されましたように、オーストラリアでは16歳未満のSNSの使用を禁止、そして、これはフランスでも起きてますしそれからアメリカも全部ではありませんが、各州いくつかの州でそういう動きが出ております。そしてこのICT教育の先進国と言われているノルウェーでは、タブレットをやめて紙の教科書を復活すると、そういう動きが出ております。本町でも令和2年度からGIGAスクール構想のもとで、ICT教育に取り組んできましたが、教育効果などの検証にも取り組むべきと思いますが、教育長の見解を伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

新宮管理課長。

○管理課長（新宮信幸君） 武藤議員からの「学力テストは中止し、ICT教育の検証を」の御質問にお答えいたします。

はじめに学力テスト、全国学力・学習状況調査につきましては、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証して改善を図るとともに、学校における学習指導の充実や学習状況等の改善に役立てることを目的として実施しており、公立、私立を問わず、全ての小学校第6学年及び中学校第3学年の児童生徒を対象として平成19年度から実施しております。調査の実施により、過度な競争に繋がったり教育現場の混乱を助長するものであってはならないと考えますが、当町においては現状そのような状態にはなく、調査結果をもとに町内の児童生徒の学力や学習の状況、課題等を把握し、それらを踏まえて各学校における具体的な学力向上策の策定に役立っているほか、小中学校の教員及び教育委員会職員からなる新冠町学力向上推進委員会において、小中学校共通の課題について改善を図っております。小中連携の推進においても重要な調査でありますので、引き続き調査・分析・取り組みを実施してまいりたいと存じます。

教職員の定数につきましては、個別最適な学びと協働的な学びの実現に向け、小学校の学級編成の標準を段階的に引き下げられているなど見直しが進められておりますが、法に

基づくものでありますことから、当町においては、必要に応じ学習支援員を配置し、学校現場の負担軽減と働き方改革を推進することで、子ども達に寄り添ったきめ細やかな指導に繋げております。なお、ご質問にあります全国知事会におけるアンケート結果につきましては、現行の都道府県・政令市別の平均正答率の公表について、約半数の自治体が現行の方針を支持する一方で、自治体間の競争を助長するとして全国の状況のみを公表すべきとした自治体が3割あったことから、公表方法の見直しを検討するもので、調査目的の達成や学習指導の充実等への有用性に関しては、全ての都道府県から肯定的な回答があったものでありますことをご理解いただきたいと存じます。

次に、ICT教育の検証についてであります。ICT情報通信技術を活用した質の高い教育環境を提供することを目的とした国のGIGAスクール構想が、コロナ禍における学びの保障のため、当初の予定より前倒しして実施され、当町の小中学校においても令和2年度にICT教育の環境が急速に整備されました。ご質問にあります、ユネスコの報告書に記載されている内容は、ICT機器を使うことが目的とならないよう注意を促すものであります。GIGAスクール構想の実現にあたっては当初から、ICT環境の整備は手段であり目的ではないとされておりますことから、当町においても教育現場でのICT機器の有効活用を強く意識しながら運用してまいりました。

当町では、GIGAスクール構想以前より小中学校の教員及び教育委員会職員によるICT・プログラミング教育推進委員会を組織しており、毎月定例の会議のほか、教職員のICT教育のスキルアップを図る研修会を開催しております。会議においては、各校の具体的な取り組みや活用状況の交流、課題の把握と改善策の検討、町内の統一した取り組みへの協議など、学校現場におけるICT教育の検証と改善を繰り返し行い、ICT機器の効果的な活用と授業改善を推進しているところです。また、全国学力・学習状況調査における児童生徒への授業におけるICT機器の活用に関する質問においては、画像や動画、音声等を活用することで、学習内容がよく分かる、友達と考えを共有したり比べたりしやすくなる、楽しみながら学習を進めることができるなど肯定的な回答が、全国的にも当町においても多くを占めていることから、実際に教育を受ける児童生徒にとっては、理解のしやすさや学習意欲の向上に効果があると考えます。

スマートフォンやインターネットといったICTの環境が子ども達にとっても非常に身近な存在となり、さらに急速に高度化していく現代社会において、ICTを適切・安全に使いこなすことができるようネットリテラシーなどの情報活用能力の育成や情報モラル教育を推進するにあたっては、教育現場でのICT機器の活用は避けて通ることはできない取り組みであります。当町においては、これまで同様に、ICT・プログラミング教育推進委員会での取り組みを全町的に波及させながら、ICT教育の実行と検証、改善を重ね、GIGAスクール構想においても中核的な理念として位置付けられております。個別のニーズに応じた学びを支援する個別最適な学びと児童生徒が他者と意見交換をしながら共通な目標や課題に取り組む、協働的な学びの一体的な充実に向けた取り組みを推進してまい

ります。また、時代の移り変わりや社会情勢の変化に合わせ、学校の教育現場に対しても新たな取り組みや事務事業を取り入れることが求められておりますが、このたびご質問がありました学力テストやICT教育に関わらず、その方針が国からの方針であるか否かに関らず、それが学校現場や子ども達にどのような効果や影響があるかについては、常に検証していくことが必要と考えておりますので、引き続きPDCAサイクルを実施し、学習環境の改善や教育効果の向上に繋げて参ります。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

○7番（武藤勝罔君） ありません。

○議長（氏家良美君） それでは引き続き「青年の家パークゴルフ場の運営について」の発言を許可いたします。

武藤議員。

○7番（武藤勝罔君） 引き続きまして青年の家パークゴルフ場の運営について伺います。

青年の家パークゴルフの運営については、町行財政改革見直し事業で検討中とのことですが、パークゴルフ場は、冬季間の高齢者の運動の場として大きな役割を果たしています。高齢者にとって日常不断に運動できる場の確保は大事です。手入れ、除雪整備なども利用者が自主的に行っており、運営経費も大きなものではないと思います。継続して利用できるようにすべきと思いますが、見解を伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

工藤社会教育課長。

○社会教育課長（工藤匡君） 武藤勝罔議員からの「青年の家パークゴルフ場の運営について」の御質問にお答えいたします。

はじめに青年の家周辺のパークゴルフ場については、昭和60年体育館裏にパットパットゴルフコースを新設したことからはじまり、平成に入り、新たなスポーツとしてパークゴルフが流行し始めた頃、町民の有志がコースをあらたに作成し整備したことからはじまったと聞いております。これらの経緯から、使用料については徴収せずに広く町民の皆さんに親しまれるよう、コース整備や周辺の環境整備に努めて参りました。

しかし近年の人口の減少や西泊津ヒルズパークゴルフ場の無料化により夏場はほとんど利用されていないのが現状であります。一方で、冬季については、周辺のパークゴルフ場が閉鎖する関係から、議員ご指摘のとおり町民有志が集い、除雪等を行いながら、冬季スポーツの一つとして定着し多くの方に利用されているのが実情でございます。行政報告においてご説明申し上げたとおり、次年度からは宿泊棟については普通財産として町が管理の上、今後の運営について検討することになりますが、体育館及び体育館周辺の管理につきましては教育財産として継続して運営して参ります。夏場のパークゴルフ場としての開設については利用の実績から閉鎖したいと考えておりますが、冬季の開設については、従来のように利用者による除雪や整備を行うことを前提に、有志の団体との協議を持ちながら、開設できるよう検討して参りますのでご理解下さい。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

○7番（武藤勝圀君） ありません。

○議長（氏家良美君） 以上で、武藤勝圀議員の一般質問を終わります。

次に、但野裕之議員の「二地域居住について」の発言を許可いたします。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 5番、但野裕之です。議長より発言の許可を得ましたので通告に従い、二地域居住について質問いたします。

都市と地方の両方に生活拠点を持ち、平日は職場のある都市で働き、休日は自然豊かな田舎で趣味を嗜むなど、余暇を過ごすといった二地域居住を推進する改正広域的地域活性化基盤整備法が11月1日に施行されました。

二地域居住は、都市の利便性と地方の自然豊かな生活の両方を楽しむことができるのが大きな魅力となり、最近、都市部を中心に関心を示す人が増えてきています。都会生活をしていて実践する側は、今、住んでいる住居と住民登録はそのままにして、地方に別の生活拠点を設けるので、移住するのと違い始めるハードルが低いのが利点となっています。国土交通省の2022年度の調査では、調査対象の約3割が二地域居住に関心を示している結果となっています。この調査では、二地域居住をしている18歳以上の人が全国で約701万人いると推定されています。二地域居住を始めた理由として、ゆとりある生活、親族の介護などが挙げられています。特に、親族の介護に関しては、都会で働きつつ、地方の田舎に住む親の介護などが可能になることが注目されています。受入れ側の利点としては、地域住民にとって限られた期間とはいえ、他地域からの人が住むことで地域活動の担い手が確保され、人材不足が解消されます。コミュニティが達成されるのです。一方、地方自治体にとっては、遊休農地などの有効活用が図られ、地域に新たなビジネスが創出される可能性も期待されます。何よりも消費を通して経済が活性化されます。

同法では、市町村が二地域居住の促進計画を策定できる仕組みを設け、空き家改修やテレワーク共同オフィス立ち上げなどの環境整備を後押ししています。また、市町村が連携相手となる民間事業者やNPO法人を特定居住支援法人に指定できる枠組みを新設しています。さらには、住まいや仕事など情報共有を可能にし、官民連携による二地域居住希望者への支援を強化するものとなっています。二地域居住は、定住移住へのきっかけになるものと思います。同法を精査検証し、当町における二地域居住の利点を見だし、まちづくりに活用すべきと考えます。町長の所見を伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 但野議員から御質問の「二地域居住について」にお答えいたします。

本年11月1日「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、地方の人口減少に対する、新たな取り組みについて法整備されました。

法整備の背景には、新型コロナウイルス感染症拡大を経て、U I J ターンを含む、若者や子育て世帯を中心に二地域居住に対するニーズが高まったことで、このことを地方への人の流れの創出につなげ、関係人口の増加を図ろうとすることがあるものと考えています。

二地域居住には、さまざまなねらいと効果があるものと思いますが、ご質問にある、二地域居住の利点を活用すべきとの一般質問について、定住移住施策の観点から答弁させていただきます。これまで町は、町外からの移住可能性を高める取り組みとして、お試し体験住宅事業を実施しており、また余暇休暇とリモートワークを効率的にむすびつけた施策「ワーケーション」について実証事業に取り組むなど、都市部からの移住、移転に向けた取り組みについて可能性を探って来ました。取り組み結果として、大きな成果を示すことはできませんが、実証と検討過程において多くの気付きを得ることができたほか、事業検証を他施策の中で有効活用できるなど取り組んできた意義はあったものと考えています。ご質問にある二地域居住について、事業の有効性を否定するものではなく、これまでの他事業と同じように、調査・検討等を行うことは必要と考えるところですが、ワーケーション実証事業と同様、新冠町を第二の居住地として選択していただくための特異性の確立、あるいは地域コミュニティとの調和にしっかりとした手法がなければ、事業効果の発揮、そして事業継続が困難になるものとする次第です。

二地域居住は、広く対象者が存在する事業ではなく、町が行う事業として効率性に疑問も感じますが、考え方とニーズについては今後における定住移住協議の素材になり得るものと考えますので、根拠法令の理解をはじめ、仕事と住まいを分離して考える発想など、その利点の活用を検討していきたいと考えていますので、よろしくお願いします。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 今の町長の答弁で、二地域居住に関して効率性に疑問を残す部分があるという答弁でしたが、二地域居住を希望する者に、中古住宅取得物件リフォーム補助金などが利用できるような、このような制度を設けるだとした場合、日高管内の地域に一居住を求める者にとって、新冠がそういった部分で利点あるという感じが得られれば、日高地方に来るんであれば新冠町にというような、そういう希望者の意向も動くのではないかと思いますので、そういった制度などの考えはないのでしょうか。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 但野議員の再質問にお答えします。二地域居住につきましては、調査結果の中で多くないと、数が多くないということがありますので、やっぱりそこところをしっかりと踏まえながら、物事を進めていかなければならないというふうに考えておりました。先ほどの答弁で申し上げました、ワーケーションの実証事業結果を踏まえながら、議員御提言の二地域居住事業につきましても、多面的な難しさは残りますが共有できる素材について、第5次定住移住施策の中で生かしてまいりたいというふうに考えてお

りますので、御理解願えればと思います。

○議長（氏家良美君） 再々質問ございませんか。

○5番（但野裕之君） ありません。

○議長（氏家良美君） それでは引き続き「発達支援センターについて」の発言を許可いたします。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 引き続き通告に従い、発達支援センターについて質問いたします。

日高町で心身に障害のある、または障害の疑いのある児童とその家族を支援する子ども発達支援センターの設立を町に求める署名活動が、昨年8月から行われているという新聞報道がありました。現状、平取町と新冠町の子供発達支援センターが、日高町からの受入れを行っており、両センターとも日高町民の受入れを想定した中で運営されています。

当町は以前、新ひだか町の事業所に受入れを委ねていましたが、利用者希望が増加し、新規受入れができなかったり、利用回数を制限されるなどの状況となったため、平成23年11月に旧節婦保育所を改修し、新冠町子ども発達支援センター「あおぞら」を開設しています。当町は日高町の要請により、構成町として委託契約を締結し、センター運営経費は利用者割合により応分の日高町も負担しています。令和5年度実績で延べ利用人数は、新冠町851人、日高町329人、合計1183人。令和5年度での決算は、事業費231万3千749円3角、その他財源内訳は、国、道補助金84万5千円。その他1530万円、一般財源は69万9千300円となっています。

日高町は、平取町、新冠町の両センターとも日高町民の受入れを想定して運営され、日高町の運営財源の一部を担っているため、発達支援センターを設ける計画はないとしています。日高町で発達支援センターを開設した場合、「あおぞら」の施設運営や利用者へのサービスの低下などに使用を来すことはないのでしょうか。日高町では、きめ細やかな支援の必要を訴え署名活動を行っていますが、利用者の日高町からの送迎の時間的、金銭的負担もその一因となっているようです。施設運営や利用者サービスの課題は、日高町、新冠町両町で共有され改善されているものと推察します。しかしながら、日高町で発達支援センター開設の署名活動が行われていることを考えますと、課題が多々解決されない部分もあるのかと思います。日高町の担当者、利用者、当センターとの3者で十分な協議がなされていないのではないのでしょうか。改めて3者で課題を洗い出し、再度検証協議をするなど、これまで以上の対応が必要と考えます。町として、この問題にどのように向き合い対処するのか、町長の所見を伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 但野議員から御質問の「発達支援センターについて」お答えいたします。

新冠町子ども発達支援センター「あおぞら」は、心身の発達に遅れや、つまづきがある

児童とその家族を支援する目的で、平成23年11月に開設をした施設で、運営は社会福祉法人新冠ほくと園へ委託をしております。開設当初より日高町との共同運営を行っておりますが、当町がセンターの開設を進める過程におきまして、日高町東部地区の児童受入れについて日高町より要請があり、構成町としてこれを受け入れたものでございます。

御質問を頂きました日高町がセンターを開設され、新冠町の単独運営となった場合の支障でございますが、この影響により児童への療育環境が低下するなどの懸念は特に見当たりませんが、運営に要する費用負担の増加は避けられないものと存じます。現在、共同運営とすることでの財源的なメリットがあり、収入不足額の補てんを両町の利用児童の割合により按分しております。令和5年度決算における日高町負担額は約330万円でございます。仮に新冠町の単独運営となりますと、利用人数の減少と同時に、日高町の負担額がほぼそのまま当町の負担となりますので、財源的な影響が大きいものと捉えております。また、ご指摘のありました日高町利用者の送迎の負担感につきましては、私共も新聞報道により承知をしたところでございますが、当センターの療育は、児童のみならず保護者も含めた中で療育活動を行う「母子通園」を基本としておりますので、当センターの療育方針を十分にご理解いただけるよう努めますとともに、日高町におきましては通園にかかる交通費の一部助成制度を設け、経済的負担の軽減にも配慮をされているところでもございます。

この度の署名活動における今後の動向につきましては、日高町及び日高町の利用者、それぞれの考え方がございますので、その判断を尊重し結果を見守ることになりますが、現状、日高町とはセンター運営にあたり良好な関係にあり、問題が生じた際には連携して取り組む体制が築けております。センターの利用人員は増加傾向にあり、1日あたり利用定員10名には若干の余裕がございますので、当町としては今後も日高町との共同運営を目指し、当センターが両町の障がい児支援の中核施設として、その機能が担えるよう引き続き専門職の確保や地域の関係機関との連携により、機能強化に努めてまいりますので、ご理解頂きたいと存じます。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 1点だけ確認したいと思います。一応これも仮の話になると思うんですけども、先の決算委員会で質問しましたが、北海道は各市町村または各圏域に設置を求める市町村中核子ども発達支援センターを「あおぞら」においてその機能を有し、指定基準を満たせるよう指定に向けて取り進めていくと課長の答弁がありました。この分に関して、現状のままでは、これは進められると思うんですけども、万が一、日高町が手を下した場合、その部分の対応はどのようになるのでしょうか。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） まず、こちらも仮定を想定しながら話になりますのでね、そうい

ったことが起こってくるのであれば、そこは北海道とも協議しながらどういう方向に持っていくのか、国の考え方を踏まえながら進めていく形になろうかなというふうに考えています。現在こうこうこうということは言えない状況にありますので、御理解いただきたいと思えます。

○議長（氏家良美君） 再々質問ございませんか。

○5番（但野裕之君） ありません。

○議長（氏家良美君） 以上で、但野議員の一般質問を終わります。

昼食のため暫時休憩いたします。

休憩 午後12時 1分

再会 午後 1時00分

○議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。村田貞光議員の「レ・コード館レコード100万枚収蔵ギネス世界記録認定調整について」の発言を許可いたします。

村田議員。

○4番（村田貞光君） 議長より発言の許可を頂きましたので通告に従い、レ・コード館レコード100万枚収蔵ギネス世界記録認定調整について質問させていただきます。

2024年11月14日、新冠町太陽の森ダイヤモンド美術館が所蔵する縦9m横27mの油彩画が、単一画家による世界最大の油彩画としてギネス世界記録に認定されました。この世界レベルで認定されたことは、新冠町始まって以来の歴史的な快挙であり、町のうれしいニュースとなり多くの町民が歓喜しました。関係各位の方々の努力に対し敬意を表します。この出来事は、新冠町民の誇りであり、今後新冠町が大きな発展につながる第一歩と考えます。また、この良い流れに乗って、新冠町レ・コード館のレコード収蔵100万枚ギネス世界記録認定に挑戦してはと思っております。先日の決算委員会でも質問させていただき答弁を頂きましたが、改めてさらなる答弁を頂きたいと思っております。ギネス世界認定となれば、新冠町内に2か所となり、北海道でも例のない箇所、新冠町あるいは日高管内の最大な観光資源になると考えます。さらには外国人観光客や修学旅行の行き先になることも考えられ、大きく町の発展につながることでしょう。

2017年5月26日アナログレコードを20世紀の音楽文化歴史遺産と位置づけ、レコード収蔵100万枚達成のセレモニーを盛大に行い、もう7年がたちました。乗り越えられるハードルは高いと思えますが、そろそろ新たな動きが必要と思えますがいかがでしょうか。教育長に伺います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

工藤社会教育課長。

○社会教育課長（工藤匡君） 村田貞光議員からのご質問についてお答えいたします。

はじめに、太陽の森ディマシオ美術館さんのギネス世界記録認定については、大変喜ばしく、教育委員会としても敬意を表するところでございます。さて、村田議員の、レ・コード館レコード100万枚収蔵ギネス世界記録認定挑戦についてでございます。この件につきましては、平成24年頃、当時の企画課で調べた経過があり、次のようなことで断念したと聞いております。

1点目が、寄贈されているレコードの枚数は概算の枚数となっていること。寄贈されたレコードの中には、破損や痛みが激しく利用できないレコードが含まれております。そのため、データベース入力作業の時に1枚1枚レコードの状況を確認しながら、登録作業を行っております。100万枚を申請する場合は、この登録作業が終わらなければ正確な枚数を把握することができないため、現在の状況から相当の時間を要することが予想されます。

2点目は、重複したレコードが多数あることです。レコードの寄贈は個人単位で受け入れをしているために、重複したレコードが多数あり、所蔵枚数から省くことは、データ処理上困難であります。

3点目は、認定されるまでの経費や時間が多くかかること。その当方で約200万円の経費が掛かるとともに、ギネス世界記録の基準で、「記録内容を数値化し、その根拠を用いて証明することが可能であるか」との基準があり、先ほど申し上げたとおり数値化には時間を要し、それ以外の具体的な証明の方法がなかったこと。

以上のことから、認定登録については、行えないと判断したと聞いておりますし、加えて、現在の状況を調べた限りでは、ギネス登録の基準では、計測可能であるとの観点から、太陽の森ディマシオ美術館の油彩画のように世界一大きな絵や、世界一小さな図書館等のギネス登録はあるものの、図書館の本の所蔵数やレコードの所蔵枚数等についてはございませんでした。このことから数の認定登録については客観的に計測することが難しく、且つ時間を要することからだと思われまます。仮に認定申請しようとしても、記録内容の数値化に対応する、現在作業を進めているレコードのデータベース入力を完成させなければ、その先に進むことができないことは、ご承知のことと存じます。現在までにデータ入力を終えた数は、約53万枚でございまして、残り約49万枚を、一月当たりの入力枚数1300枚で割り返しますと、今後、約31年超要することになります。ギネス世界記録の認定を拒むものではありませんが、この入力作業の完了が、一定程度見通せる段階になってから、費用対効果も含めて必要な調査を進めて判断すべきものと考えております。

レ・コード館は、対外的に観光資源としての活用も重要だと捉えておりますが、生涯学習の拠点施設でもございます。そのため、いかに町民の方が足を運び、この施設を活用しながら、生涯にわたり生きがいや喜びを感じてもらえるか、そういったことにも重きを置く必要があると思っております。今後も引き続き生涯学習施設としての役割をしっかりと果たすよう努めて参りますのでご理解願います。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

○4番（村田貞光君） ありません。

○議長（氏家良美君） 以上で、村田議員の一般質問を終わります。

次に、武田修一議員の「未来へ子どもたちが夢の持てるまちづくり」の発言を許可いたします。

武田議員。

○10番（武田修一君） 未来へ子供たちが夢の持てるまちづくりについて質問をさせていただきます。

鳴海町政においては、昨今の厳しい財政状況を踏まえ、徹底した歳出の抑制や歳入確保の着実な取り組みと継続して効率的な財政運営がなされているものと理解しています。また、将来を見据えた公共用地の取得や大型病院の誘致活動といった、その機を逃さない積極的な取り組みに対して大きな期待感を持って注視しているところであります。これまでコロナ禍を含め、困難を極める状況の中においても、安定した行財政運営に努められ様々な施策を推進されてきたことに、改めて敬意を表する次第であります。

その上で、1、既に示されている財政推計を念頭に持続可能な財政基盤の確立のために、今後どのようにして収支のバランスを図り、安定的な財政運営を推進しようとしているのか。

2、鳴海町長の2期目も終盤を迎え、思いやりと笑顔にあふれた新冠を基本とするまちづくりへの思いと、公約の達成状況について伺います。

3、これから未来へ向けて、子どもたちが夢の持てるようなまちづくりの取り組みについて、また、今後の町政のかじ取りに対する考えについて、この3点について御所見を伺いたいと思います。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 武田議員から御質問の「未来へ子どもたちが夢の持てるまちづくり」についてお答えいたします。

まず、1点目の財政推計を念頭に、持続可能な財政基盤の確立と、それに向けた取り組みについてであります。令和4年10月に新冠町財政計画を策定のうえ公表したところですが、その中でお示した財政推計では、国保診療所などの大型建設事業を除いても、令和14年度までの11年間で、財政調整基金を取り崩しても、なお、約10億円の資金不足となっております。既に2か年度の決算を終えており、これを推計と比較して見ますと、収支差引は、令和4年度マイナス1800万円の推計に対して、プラス1億600万円の決算で、その差額1億2400万円の増加となっております。その増加要因としては、歳入の地方交付税において、臨時経済対策に係る追加交付で6千万円、ふるさと納税において2億7千万円が増額となったものです。また、令和5年度がマイナス1億2200万円の推計に対して、プラス2億2600万円の決算で、その差額3億2800万円の増となっております。その増額要因としては、歳入の地方交付税において、令和4年度限

りとされていた地域デジタル社会推進費で7200万円、ふるさと納税において2億4900万円が増額となったものです。いずれの年度も地方交付税で増額となったものは、臨時的要素が強く経常的に見込むことができないもので、ふるさと納税については、1億円を見込んで推計していますが、こちらも不確定要素が強い臨時的収入であります。これら不確定要素が強い臨時的収入の増額分を差し引きますと、両年度とも概ね推計値に近い収支不足額、赤字決算となります。このことから、臨時的収入に依存しない収支バランスのとれた財政運営を確立し、臨時的収入については、今後必要となる各種公共施設の更新や、子育て支援、高齢者福祉、産業振興などを始め、デジタル社会への対応など時代の要請に応えるため、そして、未来へ子どもたちが夢の持てる町づくりに投資できるよう、基金として備えることも必要であると考えております。

そのためには、行財政改革により歳出の削減と歳入の増加を図らなければなりません。行財政改革を推進するにあたっては、既存事業の将来を見通した費用対効果の見極めや、町行政の関わり方、手法等の妥当性などを庁舎内に設置している、行財政改革推進本部で検証・検討し、今後の取扱い方針を決定のうえ議会所管委員会へ報告し、各委員からのご意見も踏まえながら推進することとしており、このことは、各所管委員会において説明しているところであります。

行財政改革を進めることで、当該サービスを受ける町民や事業者には、多かれ少なかれ影響を及ぼすことは避けて通れないものですが、行政の責務として行財政改革を邁進させることで、先に申し上げました、各種施策の推進や時代の要請への対応及び将来を見据えた新たな投資も可能とする、持続可能な町になるものと考えております。

次に、2点目の、思いやりと笑顔に溢れた新冠を基本とする町づくりへの思いと、公約の達成状況についてであります。

私はこれまで、思いやりと笑顔にあふれた新冠を基本とするまちづくりを推進してきました。その言葉に込めた思いは、多くの町民が新冠町を愛し、未来への希望を感じるまちづくりを推進して行くという決意によるところです。そのため、私は未来を見据えた公約を掲げ、その実現に向け、これまで誠心誠意まちづくりに邁進して参りました。武田議員の一般質問における公約の達成状況について答弁するに当たり、私の二期目の町政を概括的に振り返ることで答弁に代えさせていただきます。

二期目の町政を振り返るとき、町政を取巻く社会環境について、まず申し上げなければなりません。町政二期目は、一期目に引き続きコロナ禍社会でのスタートであり、更には物価高と資材高騰というこれまで経験のない社会情勢の中、まちづくりを推進しなければならませんでした。そのため、改めて自身の公約を見つめ直し、再検討を余儀なくされたと同時に、未来のまちづくりを見据えた決断をした二期目の町政であり、多くの不安定な社会要素から将来を見定めることが困難な状況ではありましたが、安定したまちづくりの礎を築くことに専心した4年間でありました。

その中で、大きな決断の1つが、国保診療所の建替え事業を一旦立ち止まる決断であり

ました。物価高騰、特に資材の高騰は治まる様子がなく、そのため建築工事に要する費用は、かつてない上昇を示す中、国保診療所の建替えに要する本体工事費も15億8千万円が25億円までにも達した上、更なる増額の可能性があることも踏まえ、改めて情報を見極めた判断をすべく、一旦立ち止まる決断を致しました。未来のまちづくりを考えたとき、大きな財政負担を将来世代に引き継ぐことは、子ども達、若い人達の夢と希望が失いかねないとの思いから、笑顔あふれる町を未来へ継承するための大きな決断でした。

次に公約ではありませんが、将来を見据えた決断の1つとして、第三セクター株式会社新冠ヒルズの解散について触れなければなりません。恒常的な経営難とコロナ禍による人流の停滞、そして23年間の経営を検証した結果、持続可能な施設運営を目指すため、会社設立者であり筆頭株主の立場から、会社解散の決断を致しました。累積赤字の増加、激化する同業他社との競争と社会的な責任の完遂を考え、関係者と幾度も協議を重ねた結果であり、未来に向けた重い決断でありました。現在、新冠温泉とホテルヒルズは、多角的なホテル経営などを行う民間事業者が運営しています。これまで当町にはなかった観光の形を創り出す可能性を感じており、今後においても観光施策の一翼を担い続けることと思えます。

また、町政二期目においては、一期目に続きアイヌ文化伝承の拠点整備を進め、令和4年9月1日ポロシリ生活館が竣工しました。当生活館は、アイヌ文化の発信拠点及びアイヌの方々の文化活動の拠点であると同時に多くの町民の交流の場としても利用されており、令和5年度は、一般見学者を含め1347人の見学者及び利用者があり、今後一層の利用が進むことでアイヌ文化が広く後世に継承されて行くことを願ってやみません。さらには、ポロシリ生活館を拠点とした判官館森林公園の散策路を中心とした環境整備は、今後、年次を追って進められる計画であり、アイヌ文化伝承事業と森林公園整備のスタートを切る事業を行うことができました。またアイヌ政策推進事業として、合葬墓を整備致しました。合葬墓は、無縁納骨堂に安置されてきた先祖のご遺骨を土に還したいというアイヌの方々の思いと、町民の墓継承問題に応える形で整備を進め、令和5年10月1日から供用を開始しました。供用開始後、先祖のご遺骨847体が納骨されたほか、合葬も進んでおり、今後においてもアイヌ伝統の継承と墓地を取り巻く社会ニーズの変化に対応して行くことと考えています。

二期目の町政においては、定住移住施策も新たなステージに入ることとなりました。私が掲げた公約の1つに、役場内の課を横断する職員発想による政策検討会議の立ち上げと事業検討があります。令和4年11月、定住移住事業の検討協議を行う会議体、定住移住検討会議を関係課職員が立ち上げ、定住移住人口の増加施策について協議を始めました。協議は、定住移住事業として市街地内での宅地分譲事業の可能性を探るため、宅地分譲適地の検討を行い、協議の結果、役場裏民地を適地と判断し、取得に向けた取り組みを開始しました。所有者、関係者との協議は多岐に及び時間を要しましたが、本年11月6日、財産取得についての議決を経て、土地を取得するに至りました。市街地内に広大な町有地

が生まれたことで、定住移住事業のみならず、さまざまな事業展開が可能な町有地ですので、まちづくりに大きな可能性を創り出すことができたと考えています。以上、私の主だった公約のまちづくりにおける、現在地を概括的に述べました。全ての公約を具現化するには至りませんでした。未来に向け、今何をすべきかを誠心誠意考え、最善の方策を取ってきたと確信しています。

次に、3点目の、子どもたちが夢の持てるまちづくりについて、私の所見を述べさせていただきます。子どもたちが、そして若い人たちが夢を抱くことができるまちづくりは、全ての市町村が目指す希求の目標と考えます。私の公約、おおよそ全てがこの目標に向けたものであり、その実現に誠心誠意取り組んで参りました。夢を抱くことができるまちづくりとは、人によりさまざまな定義があるかと思いますが、私は、安心して暮らせる町であり、そして未来への飛躍と希望を感じさせる町であると考えています。

今、新冠町は、高規格道路の開通を控え、また市街地に大きな開発用地を有するに至りました。更には医療体制の変革可能性もあります。将来のまちづくりに多くの輝きを感じさせる取り組み要素があります。これらのまちづくり要素に最善の方策を尽くしたなら、当町のまちづくりは多くの町民が夢と希望を抱くことができるものと考えます。一方で、安易に町民の皆さんに夢や希望を与えるという名目だけを先行させ、単なる夢物語や実現の可能性が乏しく、財源の見通しなども無い、思い付き的な政策提案などは、町政の混乱を招き町民に対する裏切りに繋がることとなりますので、政策提案にあつては、これまで同様、調査や研究を慎重に進めた中で、費用対効果などを検証して判断することが大前提であることは言うまでもありません。

本年、当町は、消滅可能性自治体から脱却しました。脱却の理由は、若年世代の人口減少幅が緩やかであることによります。このことは過去から現在まで未来を見据えたまちづくりを推進し、若い世代が夢と希望を持てる町を目指し続けた結果とも考えるところです。今後においても未来を見据え、子どもや若い世代を含め多くの町民が、夢と希望を抱くことができるまちづくりを追い求めて行くことを願ってやみません。

最後に、今後の町政の舵取りに対する考え方についてであります。私の二期目の町政運営を振り返ったとき、思うことは、全ての事業が私一人で成せるものではなかったということです。そこには山本副町長、奥村教育長、以下役場職員の献身的な働きがあり、そして議会の協力によって実現できたのであり、決断できたものと考えています。ここに改めて感謝の思いを伝えさせていただきます。ありがとうございました。

その上で、そのような中、私事とはなりますが、昨年の夏頃から持病による体調不良から、公務に支障を来すことがしばしば生じている状況にあります。2期8年にわたり町民の皆様を始め、議会・職員の皆様には、温かいご支援を賜りながら大変申し訳ないこととなりますが、熟慮の末、今期をもって退任させて頂き、後進に町政を委ねたいと存じますので、ご理解をお願い致します。以上でございます。

○議長（氏家良美君） 再質問ございませんか。

武田議員。

○10番（武田修一君） ただいまの町長の御答弁にもありましたように、これから将来を見通すとき、当町のような小規模自治体にとりまして、これからの行財政運営は非常に厳しさを増すことが予想されます。新冠町よりよいまちにするために、行政とともに両輪となって歩んできた議員の1人として、再質問させていただきます。

行政のリーダーには、より高度な行政手腕に加えて決断力や行動力、さらには洞察力や統率力が、強く求められると考えますが、後継に関しての考え方があるか、お伺いします。

○議長（氏家良美君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 武田議員の再質問にお答えいたします。

私は就任以来、皆様のご支持の下、町民の声が活かされる町政、分かりやすく公平・公正な町政、町民と行政との協働のまちづくりを3本柱に、思いやりと笑顔にあふれた新冠の実現に向けて、誠心誠意努力して参りました。町政の運営は、言うまでもなく、町長一人で出来得るものではありません。多くの職員による支えの下、町議会と両輪となり、目指す方向を見失うことなく邁進しなければなりません。そして健全な財政運営が担保された中で、町づくりにおける新たなチャレンジが可能となります。このことから、常に行財政改革の取り組みを進める必要があり、町長職には、繰り返しとなりますが、力強いリーダーシップにより、職員からの信頼と議会からの信用を得て、役場組織を牽引できる人物、そして、様々な問題や予測しない事態に対して、沈着冷静に対応することができる人物でなければならないとの、私なりの心念があります。そのような中で、私の新冠町への思いを継承しつつ、世界情勢や当町の町政事情を踏まえながら、時勢に即した新しい考え方をもって、新冠町発展のために力を発揮できる人材は、育成したものと確信しているところでございます。あえて後継指名は致しませんが、私が育てた意中の方には、是非とも引き継いで頂きたいと考えますし、手を挙げて頂いた時点には、全面的に支持して参りたいと考えております。以上です。

○議長（氏家良美君） 再々質問ございませんか。

○10番（武田修一君） ありません。

○議長（氏家良美君） 以上で、武田議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

◎日程第3 議案第55号

○議長（氏家良美君） 日程第3、議案第55号、令和6年度新冠町一般会計補正予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。なお、質疑は歳出から項ごと一括して行いますので、発言は内容を取りまとめ、明瞭簡潔補正項目の範疇で質疑を行うようお願いいたします。

歳出の15ページ16ページをお開きください。1款議会費から質疑に入ります。1款議会費、1項議会費、ありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、2款総務費に移ります。17ページから22ページ、2款総務費、1項総務管理費、予算説明資料は1ページから6ページ、ありませんか。

酒井議員。

○2番(酒井益幸君) 2番、酒井です。議案書20ページ、説明資料4ページ、企画費、321万7千円、テレビ共同受信施設整備事業について伺います。説明資料の今後の展開のところに、日高町の所有物であると記載されており、引き続き両町受益者負担で組織する里平共聴組合は運営していくため、当組合員において、適宜施設管理について目視点検を行い長寿命化を進めていくとの記載があります。そこで今後の維持管理費、括弧して書いてあるんですけども、支障木の接触等括弧閉じ、費用負担の在り方について質問をいたします。新冠町8件、日高町21件で構成されておりますけれども、支障木の接触等と記載があり、その接触のほかに「等」との、この「等」は、他にどのような費用を想定しているのか。また、この費用負担に関しまして、町が負担金するケースと受益者が負担するケース、発生するケースそれぞれどうなっているのか説明をお願いします。

○議長(氏家良美君) 佐渡企画課長。

○企画課長(佐渡健能君) 樹木との接触等ということで、まず「等」、ほかに何かあるかといった御質問だったかと思えます。恒常的に維持管理に手間暇がかかるような施設ではないものですから、非常に例示的には少ないところでございますが、一つは、樹木がこちらのケーブル等の線に引っかかったものを、組合員の方が自前で排除するといったこともあれば、ほかの組合で起きた事例としては、落雷によって損傷が発生したというケースがございました。それを指しまして「など」「等」という文字を使わせていただいております。こちらの施設は、次に費用負担の考え方なんですけど、こちらの施設は日高町の町有施設です。それゆえ維持管理には、条例等を引いて、日高町の中のルールづけにもって費用分担してございまして、世帯の負担が5万円を超える修繕等につきましては、町が負担をする。5万円を超えないものについては、各戸組合の方々が負担をするといったルールづけがされてございます。条例が定められてございまして、それに基づいて費用分担されている。日高町が負担するべき負担額については、日高町と新冠町が応分の負担をもって支払っているといったことをしてございます。

○議長(氏家良美君) ほかにございませんか。

酒井議員。

○2番(酒井益幸君) 続けてもう1点同ページでございます。議案書が20ページでございまして、説明資料が5ページになります。情報通信基盤整備事業442万円についてです。説明資料によりますと、内容欄のところに、①として、NTT柱架け替え光ケーブル

ル移設が計19本分、それから②のところに、北電柱に架け替え移転費支障が8本分で、1と2を足しますと27本分ございます。これちょっと多いような気がするわけでございますけれども、まずその説明をお聞きしたいのと、柔軟なものに対応するっていう必要があるという観点からは、これはもちろん賛成でございます。ケーブルに伴う移転費、全てがこれ一般財源であると思いますし、町負担であるならば、例えばNTTなどや他のところからの補填や、そういう費用というのは負担をできないのか。お答えをお願いします。

○議長（氏家良美君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） ①の本数が20本、②の本数が8本ですのでトータルすると28本になります。支障移転の対象、建て替え本数になりますが、こちらなんです、これは全てNTTと北電からの、北電が適時確認を行ってございまして、安全性に問題ありといったものについては、安全確保の観点から建て替えをしなければならないということで、こちらのほうにNTT、北電のほうから通報がございまして、それに基づいて建て替えの支障の補填、支障移転の補填をしているところでございます。これは年数に、年度年度によりまして多い年もあれば少ない年もあるかと思っておりますので、これは、それは安全確保のためです。御理解頂きたいというふうに思います。それと費用負担の考え方ということでございますが、これはあくまでも、NTT柱と北電柱に町の光ファイバーケーブルを共架させていただいてるのがこれ現実でございまして、共架するときの契約に基づいて、「建柱」立ててる柱を移転させる際には、そのすげ替える、町の光ケーブルファイブをすげ替える費用は、町が負担してくださいといった契約に基づいての支払いでございますので、これについてNTTや北電のほうから、費用補填されるということは無いということでございます。あくまでも当初の契約に基づいて町がお支払いしてるということになってございますので、よろしく願いいたします。

○議長（氏家良美君） 酒井議員。

○2番（酒井益幸君） ちょっと予想した答弁だったんですけども、そこでこれ例えば隣町の新ひだか町におきましては、NTTが整備した光ケーブルでございまして。これだから、そういう架け替えに関しては、たしか新ひだか町あたりはそういう移転費は支払っていないようなケースが多いのかなというふうに、ちょっと調べたことがあるんですけども、これ途中からそういう契約であっても、途中からNTTのケーブルをして、はわせて町内をはわせてるという観点から、これ費用負担というのは、今後割合として変えることっていうのは可能のような気がするんですけども陳情等によって、それちょっと交渉するのは必要かなというふうに思うんですけど、その辺町としていかがお考えでしょうか。

○議長（氏家良美君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） おっしゃってること分かります。10年間という設置当初の方式、やり方、町とNTTとの関係性の中、公設民営なのかどうかといったところによって、この費用負担の考え方は分かれるところなんです、10年間は今のままでなければならないという契約にはなってございます。ただ、議員さんのおっしゃるとおり、この考

え方については、やはり若干不公平感もあるなというところも正直、担当課として持つて
ございますので、その部分は所管官庁のほうに陳情等要請等はしていかなければならない
というふうに考えてございますので、それは折を見て機を見て行っていきたいというふう
には考えてございます。

○議長（氏家良美君） ほかにございませんか。

竹中議員。

○1番（竹中進一君） 1番、竹中です。20ページの町有林、第14節の町有林管理費
についてお伺いいたします。この管理費の125万4千円の追加の内容については、1ペ
ージの説明の欄で、保育間伐枝打ちという項目もございます。過去にはですね、林活議連
と、それから町の管理職との合同で枝打ち作業を行ったことあるんですよね。たまたま今
年緑丘の山を見る会で、緑丘のこれから造成する、皆伐した後のこれから造成する町有林
を、町有地ですねまだね、まだ植えてないんで、そこを見させていただきました。その隣
に成木となっているカラマツやトドマツがあったんですけど、それらの松については、た
またま枝打ちがなされていなかった。これならせつかくの成木も、価値が相当下がるん
ではないかということでお伺いしましたら、実はそうなんだということでもございました。
これはできれば、私たち僅かではありますが、ほんの2、3時間、2時間ぐらいかな、行った
その枝打ちやなんかも、もし、それなりの成果が上がっているようでしたら、これは町全
体のやっぱり財産保全っていうか、財産をやっぱり、高く売却できる折角の機会なので、
そういったことについては、まず林活議連と管理職との間で行った枝打ちの効果という
のは、現在の時点で確認できる状況でしょうか。

○議長（氏家良美君） 鷹嘴産業課長。

○産業課長（鷹嘴寧君） 過去にあった枝打ちの効果ということでもございますが、確認で
きるかできないかということでもございますが、現在は確認できておりません。以上です。

○議長（氏家良美君） 竹中議員。

○1番（竹中進一君） 成木の、ただいま私が申しました成木の枝打ち未実施の状況を見
たときに、やはり予算とか、それから山林従事者のこともございますけれども。

○議長（氏家良美君） 竹中議員、補正予算の範疇でお願いいたします。

○1番（竹中進一君） 枝打ちってなってますけど駄目ですか。

○議長（氏家良美君） この補正予算に関係ある枝打ちの話でしょうか。

○1番（竹中進一君） そうです。

○議長（氏家良美君） じゃあ続けてください。

○1番（竹中進一君） ですから、こういうことに対してもう少し予算を大きくするとか、
林業従事者の確保とかということは、考えていかなければならないのではないかと思いま
すがいかがでしょうか。

○議長（氏家良美君） 鷹嘴産業課長。

○産業課長（鷹嘴寧君） 今回このたび補正いたしました、枝打ち部分ということでもござ

いますが、資料1ページの右の事業の評価課題等の中の表の2段目に、この保育間伐枝打ち追加ということで、今回2.31ヘクタールですか、追加したわけでございます。これは議員おっしゃるように、やはり枝打ちの必要性というものを認識してございますので、町としては次年度以降、予算を確保しながら、やはり枝打ち作業も加えていく時期に入っているという認識を持っておりますので、今後はそのようなことにも意を用いながら、森林を管理していきたいというふうに思っております。

○議長（氏家良美君） ほかにございませんか。

武田議員。

○10番（武田修一君） 10番、武田です。説明資料2ページになります。定住移住推進対策経費の100万円の資料の中段内容の説明文があります。括弧書きで、既存のリフォーム補助金制度の対象にならない軽微な修繕また住宅取得から一定期間内に行う工事を対象とするとあります。例えば、どういったことが対象になるのでしょうか。あとこれは町民生活課になるかもしれません、空き家物件数の数は今どれぐらいなのでしょう。

○議長（氏家良美君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） まず私のほうから資料の内容について説明させていただきます。少し記述が古いことがちょっと混乱を招いているかと思っておりますので申し訳ありません。まず既存のリフォーム補助金制度というのが、これは建設水道課のほうで所管している、新冠町住宅リフォーム助成金のことを指します。この建設水道課で所管するリフォームの助成金につきましては、対象となるリフォームの工事が耐震化の工事であったり、あるいはバリアフリーの工事であったり、そういった工事的目的、リフォームの目的が限定されてございまして、イメージとしては、若干大規模改修に近いのかなというふうに思います。そういうものに該当しないリフォームをこちらのほうで、このシートの補助制度で対象としますよといった趣旨でございまして、中古住宅を取得取得した際に、生活のために生活を営むためにリフォームする、そういったことを対象とさせていただいておりますといった趣旨でございまして。

○議長（氏家良美君） 谷藤町民生活課長。

○町民生活課長（谷藤聡君） 町民生活課で把握している空き家、住宅部分に係る部分で御説明いたしますと、空き住宅ですね、住宅に係る部分で言いますと、安全な空き家、安全というAランクのものが37、注意が必要、これが33件、Cランク、危険というものが、24件ございます。

○議長（氏家良美君） 武田議員。

○10番（武田修一君） この中にももちろん住居可能な空き家っていう部分では、恐らくAランクになるかなと思いますけども。

○議長（氏家良美君） 谷藤町民生活課長。

○町民生活課長（谷藤聡君） 安全な空き家については当然利活用可能なんですけども、注意が必要な部分についても、修繕等を加えながら利活用可能な部分もあると思います。

ですので、37件と33件なので70件程度あるというふうにおさえています。

○議長（氏家良美君） ほかにございませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、23ページから24ページ、2項徴税費、ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、25ページから26ページ、3項戸籍住民基本台帳費、ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、27ページから28ページ、5項統計調査費、ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、3款民生費に移ります。29ページから34ページ、3款民生費、1項社会福祉費、予算説明資料7ページから13ページ、ありませんか。

武田議員。

○10番（武田修一君） 予算説明資料9ページになります。障害者自立支援事業、その対象人数の増加という、そういう数字が出ていますけれども、これは全国的な傾向なのかなというふうに思いますけれども、こういったことの要因については、どのように受け止められるのでしょうか。

○議長（氏家良美君） 島田保健福祉課長。

○保健福祉課長（島田和義君） 増加の要因ということでございますけれども、まず、医学的にはですね、この発達障害の診断基準が変更されてございまして、軽度な場合にも、こういった療育の発達支援が必要と、対象とするという考えに変わってきたことがまずございます。また、一般的にもですね、この発達障害ということに関する認知度が高まってきておりまして、今まで気づかなかった子どもにも、そういった療育が必要というふうに考える機会が増えたということ、またさらには、家庭環境が複雑化していたり、多様化していたりといったようなことも要因の一つというふうに言われてございます。

○議長（氏家良美君） ほかにございませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、35ページから36ページ、2項児童福祉費、予算説明資料は14ページです。ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、4款衛生費に移ります。37ページから38ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、5款農林水産業費に移ります。39ページから46ページ、5款農林水産業費、1項農業費、予算説明資料は15ページから18ページ、ありませんか。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 5番、但野です。説明資料15ページ、農業振興事業補助金について質問いたします。計画値に届かず執行残となっております。資材の高騰などにより持ち出しが高額になることから、導入をためらったと考えますけども、執行残となった原因の精査は行っているのでしょうか。

○議長（氏家良美君） 鷹嘴産業課長。

○産業課長（鷹嘴寧君） 資料15ページの、また左事業の評価欄、その表の下にですね減額理由記載してございますが、これが理由でございます。読み上げますが、対象農家1件が道の補助金のほう重複して申請しておりまして、道の補助金が当たったことによる減額が79万2千円です。それからハウス2棟について、議員おっしゃいましたが、当初新設ということで補助を見込んでいたんですが、やはり高騰ということもありまして、中古品に切替えたということで、減額が46万2千円でございます。それから自動換気設備、これは見積り合わせによる入札執行残ということで、12万4千円の減ということで、合計137万8千円の減額ということでございます。

○議長（氏家良美君） 但野議員。

○5番（但野裕之君） 執行残の原因として、そこに書かれているのは分かっておりますけども、実際、農家さんにためらい、資材の高騰などでためらいとか、そういった部分の声は聞こえてなかったのでしょうか。

○議長（氏家良美君） 鷹嘴産業課長。

○産業課長（鷹嘴寧君） そういうこともありまして、ハウスの導入2戸については、新設から中古に切替えたというようなことは何ってございます。

○議長（氏家良美君） 但野議員。

○5番（但野裕之君） 今現行の補助率ありますけども、資材高騰等を鑑みれば、農家さんのためにやっぱり補助率をある程度上げるような考えも必要かと思っておりますけども、その辺の考えについてはどうでしょうか。

○議長（氏家良美君） 鷹嘴産業課長。

○産業課長（鷹嘴寧君） その辺の率、今30%でございますが、新規就農に関しては上げたりというような、めり張りをつけてございます。現在町の考え方としては、例えばハウスであれば、暑熱対策ということで、やはり温暖化に対するものに対して補助をするだとか、道の補助金においても暑熱ということで、遮熱シートだとか、そういうことに補助対象を拡大している状況にもございますので、まず町としては、そういう現行の補助率を維持しながら、対象を拡大していくというようなことを担当課としては今検討を進めている最中でございますので、その辺は理事者と協議の上、考え方がまとまりましたら提案し

ていきたいと考えております。

○議長（氏家良美君） ほかにございませんか。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 次にですね説明資料16ページですね。この部分の事業評価課題等の中で、新冠町農業再生協議会という協議会がありますけども、その構成メンバーと構成についてお伺いいたします。

○議長（氏家良美君） 鷹嘴産業課長。

○産業課長（鷹嘴寧君） 今、町、農協、農済ですね共済組合、それから農業改良普及センターになってございます。それから生産連、生産組合ですね農協傘下の生産組合。

○5番（但野裕之君） 人数は。

○議長（氏家良美君） 鷹嘴産業課長。

○産業課長（鷹嘴寧君） 正確な人数まではちょっと今お答えすることできないんですが、まず今言った団体等の役員様、うちであれば首長がなっているという組織、団体の組織と幹事会と事務局というそれぞれ分かれてございますので、ちょっと総体今お答えすることできないんですが、よろしいでしょうか。

○議長（氏家良美君） ほかにございませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、47ページから48ページ、2項林業費、予算説明資料19ページから20ページ、ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、49ページから50ページ、3項水産業費、ありませんか。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再会 午後 2時10分

○議長（氏家良美君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。質疑を続けます。6款商工費に移ります。51ページから52ページ、6款商工費、1項商工費、予算説明資料21ページ、ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、7款土木費に移ります。53ページから54ページ、7款土木費、1項道路橋梁費、ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、55ページから56ページ、2項河川費、ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、57ページから58ページ、3項住宅費、予算説明資料22ページ、ありませんか。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 5番、但野です。この目的が達成されずに執行残の格好になってますけども、目的達成のためにやっぱり補助金の限度額を100万円から上げるべきと考えます。この100万円の上限のままでは、また次年度以降も利用しづらいような感じで、利用者が出てこなくなるんじゃないかと思うんですけども、上げる考えはないのでしょうか。

○議長（氏家良美君） 関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） この事業につきましては、国の補助金事業で実際やらせていただいている事業でございます。もしそういう割増しをするのであれば、町費をもってとか、そういうことになるものですから、現段階ではこの事業での限度額の増嵩は今のところ考えておりません。

○議長（氏家良美君） 但野議員。

○5番（但野裕之君） 今の答弁で言いますと、町の持ち出しをしてでもやろうとはしない制度だということですね。

○議長（氏家良美君） 山本副町長。

○副町長（山本政嗣君） 全てを行革行革って言うつもりはないんですけども、こういった事務事業全てが行革のテーマに上がっております。今おっしゃられたように国の補助制度をベースにした町の事業であります。このものの達成度あるいは必要性、こういったものを、今、盛んに行革の中で確認作業をしております。で、本当にリフォームを主にしたものを、これから町費をもってしても助成すべきことなのか、あるいはこれから再生エネルギーなんかの太陽光だとか、そういうような家庭で整備するようなことにシフトしていく方がいいのだろうかというような、一般住宅にどんなの設備投資に支援が必要なんだろうかという視点を持って、検討を加えているところでありますので、このままこの事業を続けるのか否かということも含めて、新年度以降の事業展開の中に反映をさせていければなというふうに今の段階では考えておりますので、現段階での御理解を頂きたいと思っております。

○議長（氏家良美君） ほかにございませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、8款消防費に移ります。59ページから60ページ、8款消防費、1項消防費、ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、9款教育費に移ります。61ページから62ページ、9款教育費、1項教育総務費、予算説明資料23ページ、ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、63ページから64ページ、2項小学校費、予算説明資料24ページ、ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、65ページから66ページ、3項中学校費、ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、67ページから68ページ、4項認定こども園費、ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、69ページから72ページ、5項社会教育費、予算説明資料25ページ、ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、73ページから74ページ、6項保健体育費、ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、75ページから76ページ、7項学校給食費、予算説明資料26ページ、ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、11款公債費に移ります。77ページから78ページ、11款公債費、1項公債費、ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、歳入に入ります。9ページに戻ります。歳入の質疑は款ごと一括して行います。9ページから10ページ、9款地方特例交付税、ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、同ページ、12款分担金及び負担金、ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、同ページ、13款使用料及び手数料、ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、同ページ、14款国庫支出金、ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、同ページから12ページ、15款道支出金、ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、11ページから12ページ、16款財産収入、ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、同ページ、17款寄附金、ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、18款繰越金、ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、同ページ、20款諸収入、ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、13ページから14ページ、21款町債、ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、歳入歳出の全般にわたって質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、これで質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより議案第55号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第56号

○議長（氏家良美君） 日程第4、議案第56号、令和6年度新冠町簡易水道事業会計補正予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。質疑は議案書の1ページから14ページの全部、収入と支出を一括して行います。

発言を許可いたします。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。
これより議案第56号について採決を行います。
お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。
（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。
よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第57号

○議長（氏家良美君） 日程第5、議案第57号、令和6年度新冠町下水道事業会計補正予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。質疑は議案書1ページから16ページの全部、収入と支出を一括して行います。

発言を許可いたします。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので、質疑を終結いたします。
これより討論を行います。
反対討論の発言を許可いたします。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。
これより議案第57号について採決を行います。
お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。
（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。
よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第58号

○議長（氏家良美君） 日程第6、議案第58号、令和6年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。
これより討論を行います。
反対討論の発言を許可いたします。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより議案第58号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(氏家良美君) 全員挙手であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第59号

○議長(氏家良美君) 日程第7、議案第59号、令和6年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

(「ありません」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「ありません」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第59号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(氏家良美君) 全員挙手であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第60号

○議長(氏家良美君) 日程第8、議案第60号、令和6年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

(「ありません」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「ありません」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので討論を終結いたします。

これより議案第60号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第61号

○議長（氏家良美君） 日程第9、議案第61号、令和6年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

秋山議員。

○6番（秋山三津男君） 聞き間違えたらちょっとすいませんけども、歳出の11ページの18節、隣の職員のために退職金を払うというふうに、払うことになったっていうふうに聞き取ったんですけども、何故だ。何故そうなるのか具体的にお聞かせ願いたい。

○議長（氏家良美君） 杉山国保診療所事務長。

○国保診療所事務長（杉山結城君） まず、退職金ではございませんです。退職手当組合負担金という、退職する年度のときに特別に支出する負担金のことでございます。

○議長（氏家良美君） 秋山議員。

○6番（秋山三津男君） 改めてその負担金を何故しなきゃならないのかっていうのを聞かせ願いたい。

○議長（氏家良美君） 山本副町長。

○副町長（山本政嗣君） 診療所が無床化の方針を示したときに、職員を割愛で新ひだか町に採用していただいたという経緯は議員も御承知だと思います。当時ですね。その時の協定内容に、なぜか今、私はお答えできませんけれども、引受けていただいた暁には、その引受けていただいた職員が退職するときには、退職手当負担金というものの負担が生じるんですけども、それは、お願いした町が支払いしますという協定を当時結んでいたということでもあります。当然、当時の診療所の縮小議論の中で、当時の議会にも御説明申し上げた中で、そういった作業が進められたもんだろーと思いますけれども、今、そういった採用頂いた職員が退職時期を迎えましてね、それが今、こういう協定に基づいて請求しますよというような、負担してくださいというようなことが出てきたということでございます。

○議長（氏家良美君） 秋山議員。

○6番（秋山三津男君） 今後まだ人数が増える可能性はあるんでしょうか。

○議長（氏家良美君） 杉山国保診療所事務長。

○国保診療所事務長（杉山結城君） 提案のときにも申し上げたんですけども、当時割愛で5名の職員が移動していきました。そのうち3名の方々については新冠町に戻ってきておりますので、今回の職員と令和10年度にもう1名発生する予定でございます。

○議長（氏家良美君） ほかにございませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「ありません」の声あり）

○議長（氏家良美君） ないようですので討論を終結いたします。

これより議案第61号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（氏家良美君） 全員挙手であります。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 発議第4号

○議長（氏家良美君） 日程第10、発議第4号、選択的夫婦別姓制度の法制化を早期に求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、武藤勝罔議員。

○7番（武藤勝罔君） 選択的夫婦別姓制度の法制化を早期に求める意見書について御提案申し上げます。

本意見書は、竹中進一議員を賛成者として、新冠町議会会議規則第14条第2項の規定に基づき提出するものです。

意見書は長いので、4点に絞って提案させていただきます。1つ、現在国際的には婚姻時に夫婦同姓を強制しているのは日本だけになっています。国連女性差別撤廃委員会から本年10月、選択的夫婦別姓を導入するように4回目の是正勧告がなされています。2つ、国内でも朝日新聞の7月22日付けの世論調査では、制度導入に賛成と答えたのは73%。自民党支持層でも64%に上ります。3つ目、経団連も多様な背景を持つ人々の活躍を後押しすることは企業の責務、本人が望めば自由に性を選択できる制度の整備を強く望むと言っています。政党では自民党が未だに、賛成ちゅうことで一本化されていませんけれども、ほか立憲民主党、国民、令和、社民、公明、共産党が賛成しています。今回の衆議院選で当選した議員の選択的夫婦別姓の賛否を見ると、賛成が65%、反対が13%で、賛成反対の5倍になります。

以上が意見書の内容です。御審議の上、御採択させるよう、よろしく願いいたします。

○議長（氏家良美君） 提案理由の説明が終わりました。

これより発議第4号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

(「ありません」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「ありません」の声あり)

○議長(氏家良美君) ないようですので討論を終結いたします。

これより発議第4号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(氏家良美君) 全員挙手であります。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。本案につきましては、それぞれの関係機関に提出することといたします。

◎日程第11 会議案第10号 ～ 日程第12 会議案第11号

○議長(氏家良美君) 日程第11、会議案第10号、日程第12、会議案第11号、閉会中の継続調査について以上2件を一括議題といたします。

総務産業常任委員会、社会文教常任委員会、議会広報常任委員会並びに議会運営委員会の各委員長から所管事務調査等について、会議規則第75条の規定により、御手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(氏家良美君) 異議なしと認めます。

よって、会議案第10号並びに会議案第11号は、各委員長からの申出のとおり継続調査することに決定いたしました。

◎町長あいさつ

○議長(氏家良美君) これをもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

閉会に当たり、鳴海町長から挨拶したい旨の申出がありますので、これを許します。

鳴海町長。

○町長(鳴海修司君) 本年最後となる第4回定例会の閉会に当たり、一言申し述べさせていただきます。

今定例会に提出しました全ての案件につきまして慎重審議の上、御決定を賜りましたこと、また、令和5年度一般会計をはじめ、各特別会計の決算につきまして認定を賜りましたことに対し厚くお礼を申し上げます。

さて、今年1年を振り返りますと、国外では、ロシア軍によるウクライナへの軍事侵攻が間もなく3年を迎え、また、パレスチナ自治区ガザにおける、イスラム組織ハマスとイスラエルの戦闘が1年を経過しておりますが、いまだ終息を見ていない状況下で、罪もない多くの人間が犠牲となっていることに怒りを感じるものであり、1日も早く終息し平和が訪れることを願うばかりです。

国内に目を向けてみますと、年明けの1月1日に石川県能登地方で最大震度7の地震が発生し、400名を超える多くの尊い命が失われました。そして9月には同じ地震被災地を記録的な大雨が襲い15名の方が犠牲となりました。改めてお亡くなりになりました皆様に対しまして、心より御冥福をお祈り申し上げます。また、被災された皆様、今もなお仮設住宅において生活されておられる皆様にもお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧復興をお祈り申し上げます次第です。能登半島地震の翌日には、羽田空港で旅客機と海上保安庁機が衝突炎上し、海保機の乗員5名が亡くなる事故が起きました。度重なるニュースを見まして、今年1年を案ずる思いになったのは私だけではなかったのではないかと思います。また、昨年続く猛暑や熊の出没、裏金と言われた政治資金問題、闇バイトによる強盗凶悪事件など、よくない出来事が多く心に残っており、さらには一昨年から続く原油価格の高騰と円安の影響により、燃料や電気料、食料品価格等の物価高騰により町民の暮らしや多くの業種が影響を受け、家計や事業経営は厳しい状況が続いております。そのような中であって、夏季五輪パリ大会において、北海道旭川出身の北口はるか選手が、陸上女子やり投げで見事金メダルを獲得する快挙を遂げ、日本は金メダル20個、銀メダル12個、銅メダル13個を獲得するすばらしい成績を上げました。そして何といいましても、メジャーリーグ史上初の50本塁打50盗塁を達成したドジャース大谷翔平選手の活躍は、日本どころか世界中を釘づけにしました。毎日のようにテレビでは、その日の結果が伝えられ、一つまた一つと記録を延ばす姿に世界中が歓喜し、とうとう偉業を成し遂げ、最終的には2年連続の本塁打王、日本人初となる打点王の二冠に輝き、ワールドシリーズ制覇、3度目のMVP獲得など、その活躍ぶりに誰もが魅了され感動し、元気をもらい、多くの野球少年に夢と希望を与えてくれました。改めてスポーツの魅力と、その持つ力を実感した1年でもありました。

一方、町内に目を向けてみますと当町を支える第一次産業において、基幹産業の軽種馬にあっては、昨年に引き続き北海道市場の取引が好調を維持していること、基幹作物のピーマンも販売単価の上昇などにより、過去最高の販売額となり、安堵しているところです。一方で漁業においては、地球温暖化による海水温の上昇などから不漁が続いており、厳しい状況にあります。また、そのほかの作物などにおいても、燃料費や飼料代の高騰により、厳しい経営を強いられてもおります。いずれも取り巻く環境は厳しいものがありますが、関係機関と連携して、それぞれの振興に図らなければならないと考えております。本年度、朝日小学校と新冠小学校を統合し、新たな新冠小学校としてスタートしました。そのような中で、運動会や学習発表会などを見学させていただき、子どもたちが生き生きと元気に

活動している姿を見ることができました。将来の国づくりまちづくりを担う新冠町の子どもたちが、様々な分野において各種大会に出場し活躍していることや、中学校における、ふるさと学習まちづくりの提案などの取り組みなどを見ますと、子どもたちから元気を与えられ、また、頼もしさも強く感じており、より一層の健やかな成長を願わずにはられません。まちづくりを推進するに当たっては、様々な課題や問題がありますが、真摯に向き合い、職員と一丸となり、議会そして町民各位の御理解と御協力を賜り、私に与えられた残りの任期を全うする所存でありますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、本年も残すところ僅かとなりました。町民の皆様、そして議員各位におかれましては、御家族おそろいで希望に満ちた新年を迎えられますよう心から御祈念を申し上げ、年末の御挨拶とさせていただきます。1年間本当にありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（氏家良美君） 第4回定例会の閉会に当たり、私からも一言御挨拶を申し述べさせていただきます。

本年も残すところ二週間余りとなりました。特に緊急の案件がない限り、本日をもって納めの町議会といたします。

本町の町政は、町民各位の御理解と御協力により行政課題を克服しながら、本年もまちづくりを積極的に進めさせていただきましたこと大変感謝いたします。一年を振り返りますと、本年の元旦に起こりました能登半島地震がまず思い出されます。多くの方々が被災されたことに、まずもって心からお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、我が町新冠町を振り返りますと、ディマシオ美術館が所蔵する作品がギネスブックに認定され、ピーマン販売額は昨年引き続き過去最高を更新、水稻の販売状況も昨年を上回る販売額、町内生産馬の売却率も過去最高値の結果となるなど、新冠町にも明るい話題が多く、経済の回復の兆しを見ることができました。一方で、酪農や肉用牛並びに漁業部門の販売額では昨年を下回る状況で、今後の回復を期待し、町議会といたしましても注視していくべきと考えております。児童生徒に目を向けますと、朝日小学校が閉校し、新冠小学校に統合され、児童、保護者の不安も復職されたわけではないと思いますが、統合後初めての学習発表会はすばらしいものでした。また、認定こども園ド・レ・ミのお遊戯会は、コロナ禍以前と同様の通常開催がされました。子どもたちの劇、歌、運動、全てが輝いて見えました。一生懸命な姿は感動的なものです。子どもたちが輝くことによって、我々も幸せになると改めて感じました。

現在、新冠町では行財政改革が進められており、政策的に使える予算は限られています。鳴海町長が就任後すぐに給食費無償化をはじめとする子育て支援を進めてきたことに、「やり過ぎである」と感じたときもあり、「高齢者福祉が手薄になっているのでは」と世代間の不公平感を感じる方も少なからずいたのではないかと思います。生涯、新冠町に住んで

ほしいという思いも大切に、高齢者福祉などにも様々な政策的予算をバランスよく配分されていたと思います。こうした施策により、新冠の子どもたちを応援する気持ち、高齢者を敬うお気持ちを持つことができる環境が広まり、町長の進めてきた思いやりと笑顔あふれる新冠の実現が近づいていると感じています。

今定例会で鳴海町長は任期を全うして、後進に道を譲るとの発言がありましたが、その流れをとめることなく、さらなる思いやりと笑顔あふれる新冠の実現に向けて、邁進していかねばなりません。行政をつかさどる理事者をはじめ、職員の皆さんにおかれましては、今後とも町民の幸せと住みよいまちづくりに、身を挺して御尽力下さることを期待しております。私たち議会議員も課せられた責任と町民の負託にこたえるべく、議員としての資質をさらに高め、議会人として清新で活発な議会活動・議員活動により一層努力してまいりたいと存じます。

最後になりましたが、町民各位の御健勝と御多幸を御祈念申し上げ、閉会に際しての御挨拶といたします。

◎閉会の議決

○議長（氏家良美君） お諮りいたします。

本定例会に付された事件は全て終了いたしました。会議規則第7条の規定により、令和6年第4回新冠町議会定例会を本日で閉会いたしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（氏家良美君） 御異議ないものと認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

◎閉議宣告

○議長（氏家良美君） これで本日の会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長（氏家良美君） これをもって、令和6年第4回新冠町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

（午後2時42分 閉会）